

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月
北洋大学

目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	3
基準 1. 使命・目的等	3
基準 2. 学生	6
基準 3. 教育課程	19
基準 4. 教員・職員	27
基準 5. 経営・管理と財務	31
基準 6. 内部質保証	37
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	42
基準 A. 国際貢献・国際交流	42
基準 B. 地域貢献	45
V. 特記事項	47
VI. 法令等の遵守状況一覧	48
VII. エビデンス集一覧	60
エビデンス集（データ編）一覧	60
エビデンス集（資料編）一覧	61

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

北洋大学は、平成 30（2018）年 4 月、苫小牧駒澤大学を経営する学校法人駒澤大学から移管された学校法人京都市育英館が、令和 3（2021）年に校名を変更することにより誕生した。

建学の精神として、「明德・格物致知の実践」を掲げている。「明德」、「格物致知」とは、中国の五経の一つ「礼記」の「大学」に現れる文言である。「人は、物事の道理や本質を深く理解して知識や学問を深めることにより、自らが持つ天から与えられた優れた徳性を明らかにすることができ、人は、この自らの徳性を悟ったとき、おのずと自ら及び他者に対して正しく公明な愛を向けることができる」という句の意味に由来し、グローバル化時代に対応できる人材の育成を目指している。

教育基本法第 1 条の「人格の完成を目指し」、なおかつ学校教育法第 52 条の「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」を使命とすることにも沿っている。

本学は、この「明德」及び「格物致知」に基づく教育方針により、学生に対し、多くの知識とかけがえのない経験を提供することにより、自身を磨き、更なる高みへと導くことを教育の柱にしながら、グローバル時代に相応しい国際人育成に向けて、広く海外の大学と提携を結び、諸外国の大学も卒業できるダブル・ディグリー制度を設けている。

大学名である「北洋」の「北」は北海道を意味し、「洋」は世界にまたがる 7 つの海という意味である。全国有数の港を持つ苫小牧市で学び、そこから世界にはばたいて欲しいという願いを込めている。北海道、日本、さらにはアジア、そして世界で貢献できる人材を育成することを目指している。

苫小牧市に隣接する白老町の北海道栄高校の経営再建で成果を挙げた京都市育英館が、本学の経営を引き継いだ。平成 25（2013）年に設置されたまだ歴史が浅い法人であるものの、北海道栄高校の運営のほか、京都府唯一の看護系単科大学である京都看護大学の運営においても確かな実績を挙げている。北洋大学は、同法人の設置校である京都看護大学や連携関係のある稚内市にある育英館大学（旧名：稚内北星学園大学）との授業科目の連携や海外協定大学との交換授業を交えながら世界的視野でカリキュラム構築を行っている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年 月	内 容
平成 9 (1997) 年	苫小牧駒澤大学 設置認可
平成 10 (1998) 年	校舎移転 (苫小牧市美園町より苫小牧市錦岡へ) 苫小牧駒澤大学 (国際文化学部国際文化学科) 開学
平成 14 (2002) 年	国際コミュニケーション学科 開設
平成 25 (2013) 年	国際コミュニケーション学科 募集停止 キャリア創造学科 開設
平成 29 (2017) 年	国際文化学科 募集停止
平成 30 (2018) 年	学校法人駒澤大学より学校法人京都市英館に経営移管
令和 3 (2021) 年	大学名を苫小牧駒澤大学より北洋大学に変更

2. 本学の現況

項 目	内 容
大学名	北洋大学
所在地	北海道苫小牧市錦西町3丁目2番1号
学部構成	国際文化学部 キャリア創造学科
学生数	132名

<学生数>

学 部	学 科	在籍学生数				
		1年	2年	3年	4年	計
国際文化学部	キャリア創造学科	18	12	50	52	132

<教員数>

所 属	専任教員			兼任教員	合 計
	教授	准教授	講師	非常勤講師	
国際文化学部	5	0	6	27	38

<職員数>

専任職員	嘱託 (非常勤)	合 計
7	1	8

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、「明德・格物致知の実践」を建学の精神として掲げており、その意味について、「人は、物事の道理や本質を深く理解して知識や学問を深めることにより、自らが持つ天から与えられた優れた徳性を明らかにすることができ、人は、この自らの徳性を悟ったとき、おのずと自ら及び他者に対して正しく公明な愛を向けることができる」とことと解釈している。また、この使命・目的は本学学則をはじめ、募集案内やホームページ（以下「HP」という。）にて明記・公開されており、本学の教育目的（学生に対し、多くの知識とかけがえのない経験を授けることにより、自身を磨き、更なる高みへと到達させ、世界中で貢献できる人材を育成すること）においてもその基盤となる概念として扱われている。【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は大学案内やHP上で簡潔に文章化されている。建学の理念、すなわち「明德・格物致知の実践」も同様に、受験生にも理解してもらえるような平易・明解な文章で説明を加えている。【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の建学の精神、そして本学の個性・特色とする「明德・格物致知の実践」は大学案内やHPで説明されている。また本学が比較文化研究を中心にした教養教育と語学教育、それに自己の可能性発見（キャリア創造）の機会を提供する場であることもオープンキャンパスにおいて、また大学案内やHPを通じて発信し続けている。

【資料 1-1-7】【資料 1-1-8】【資料 1-1-9】【資料 1-1-10】

1-1-④ 変化への対応

平成 30（2018）年の経営移管以降、本学は日本社会の急激なグローバル化に対応できる人材養成に舵を切り、語学教育に力を注ぎ、社会が期待するグローバルマインドを身につけた人材養成に取り組んでいる。またコロナ・パンデミック時にはオンライン授業

を実施し、学生と教職員の身体的安全を確保しながら、学生の学ぶ意欲に応える努力をした。【資料 1-1-11】この結果、海外に帰国し、本学に戻る機会を逸した学生にも修学の機会を提供することができた。さらに留学生の入試に際しては、公衆衛生上及び受験生の経済上の観点から、本学と現地との間でオンラインによる面接を実施して、留学生の選抜を実施してきた。【資料 1-1-12】

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

「明德・格物致知の実践」の精神を地域社会はもとより日本全国そして海外にまで宣伝し、この精神に共鳴する人材を集め、教育し、国際貢献を果たしていく。新入生に対しては、オリエンテーションの一環としてこの精神を周知徹底している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的、すなわち建学の精神である「明德・格物致知の実践」に基づいたグローバル化時代に対応できる人材の育成について大学案内やHPで公表されている。そして本学の教授会構成メンバーは全員この建学の精神を理解し、日常の教育現場においてそれを実行、実現している。【資料 1-2-1】

1-2-② 学内外への周知

建学の精神、本学の使命・目的は大学パンフレットやHPを通じて広く国内外に発信されている。加えて本学で実施されるオープンキャンパスなどにおいても繰り返し表明されている。【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、年々留学生が増加し、またその国籍も多様化している本学のグローバル化においても建学の精神が留学生にも理解され実践されるよう、教育の様々な場で、教職員がこれを説いているほか、パンフレットの多言語化も予定されている。今後、留学生を増やしていく中長期計画として、建学の精神を中心にしている。留学生が卒業後、世界の各地で本学の建学の精神が広まり、本学の教育が世界平和に少しでも貢献できるよう今後も努力を継続していく。【資料 1-2-4】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の建学の精神、「明德・格物致知の実践」はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、そしてアドミッション・ポリシーに反映され、大学案内やHP上で公開されており、これに賛同・共鳴した人が本学を受験し、入学する仕組みとなっている。

【資料 1-2-5】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は専任教員 11 名（教授 5 名、講師 6 名）、客員教授 4 名、非常勤教員 27 名のほか、職員 8 名（専任職員 7 名、技術職員 1 名）を配置し、本学の使命・目的及び教育目的を達成すべく学部運営に力を注いでいる。【資料 1-2-6】

専任教員 11 名のうち、7 名が言語学または第二言語教育を専門とし、それぞれが語学レベルの国際基準「ヨーロッパ言語共通参照枠」（以下、CEFR）に基づいて、英語・中国語・日本語各コースにおける語学科目ならびに日本語教師養成講座における実習科目等を担当しているほか、「韓国語」「ドイツ語」等の第二外国語科目を担当する客員教授、非常勤教員も在籍し、本学における語学教育と研究活動をより充実させている。

また、インターンシップをはじめとしたキャリア育成のための実習科目、その他一般教養科目や専門科目の担当者として、メディアや行政等の各業界において長きにわたり経験と実績を積んだ実務家を専任教員や非常勤教員として登用し、学生の将来設計に専門的な知識と新たな価値観を提供している。【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】

そのほか、本学では教員研修（FD）ならびに職員研修（SD）を実施し、少人数の学生に最大限の配慮を示し、教務上はもちろん学内外の生活面での問題解決に積極的に関与するよう働きかけている。とりわけ語学・文化面でのケアが必要な留学生を重要視し、生活面での不安をなくし、勉学に専念できるよう尽力する方針を教職員全員で共有し実践している。【資料 1-2-9】【資料 1-2-10】【資料 1-2-11】

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神が反映された 3 つのポリシーが形骸化することないように常に意識し、時代の変化の中で、この精神を生かしていき、随時、教育内容に反映していく。

【基準 1 の自己評価】

本学は「明德・格物致知の実践」を建学の精神として掲げ、その詳細については大学パンフレットやHP上で簡潔に文章化され公開されている。また、本学が設置する各科目それぞれには十分な知識と経験を積んだ研究者ならびに専門家を担当教員として配置し、特に語学科目については専任教員の過半数を占める人数を置くことにより本学における語学教育を充実させている。加えて、本学の建学の精神はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに反映されており、増加傾向にある留学生への対応等、グローバル化の進行に対応するための将来的な学部運営の計画の中心として機能している。

以上の理由から、本学は基準 1 を満たしていると判断できる。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では建学の理念として「明德・格物致知」を掲げている。これは、「人は、物事の道理や本質を深く理解して知識や学問を深めることにより、自らが持つ天から与えられた優れた徳性を明らかにすることができ、人は、この自らの徳性を悟ったとき、おのずと自ら及び他者に対して正しく公明な愛を向けることができる」という意味である。この建学の理念を基盤に、本学は教育目的を「学生に対し多くの知識とかけがえのない経験を授けることにより、自身を磨き、更なる高みへと到達させ、世界中で貢献できる人材を育成すること」と定めている。【資料 2-1-1】

以上の教育目的を踏まえ、本学では以下のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を策定している。

アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

〔求める学生像〕

本学では、教育目的を実現するために、豊かな教養を身につけるための努力ができ、グローバル社会で活躍する意欲のある人を求めています。

1. 目的意識のある人
2. ビジネス能力の習得に対する強い意欲を持ち、そのために努力ができる人
3. 将来グローバル社会で活躍することを強く望んでいる人
4. 自ら解決できるような知識と技能を習得したいと考えている人

上記の建学の理念、教育目的、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）は、大学HPで公開しているほか、高校訪問時やオープンキャンパスの際に説明を行っている。またアドミッション・ポリシーに関しては、学生募集要項の表紙に明記している。

【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

具体的には、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、一般選抜（社会人）、大学入学共通テスト利用選抜、留学生特別選抜、編入学選抜を実施している。全ての入試区分において書類審査を行い、意欲や目的意識のある受験者を評価する体制を整えているほか、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜（社会人）では面接を実施するなど、受験生の意欲や資質を直接測ることのできる入試形態を採用している。一般選抜における個別学力試験においては、グ

ローバル社会で活躍する意欲のある人を受け入れることを目的に、語学科目（国語または英語）の受験を課している。また、英語に関しては、英語資格・検定試験「みなし得点」制度を設けており、実用英語技能検定（英検）、GTEC、IELTS、TEAP、TEAP CBT、TOEFL iBT、ケンブリッジ英語検定の資格・スコアが個別学力試験の点数に換算される。これにより、入学前の英語への取り組みを評価することが可能となっている。大学入学共通テスト利用選抜においても同様の理由から、外国語の科目を必須としている。留学生特別選抜においては、面接及び口頭試問を通して、日本語能力はもちろん、日本で学ぶ目的意識や、将来グローバル社会で活躍するための見通しなどを評価している。【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】

各入学試験の合否判定においては、学長、学部長、募集・広報・入試委員会構成員を中心に合否判定会議が行われ、受験者がアドミッション・ポリシーに適合しているか否かを協議している。その結果を受けて教授会の審議を経て学長が決定するという過程を経ている。

入学試験の方針や実施区分、各入学試験における試験科目などについては、募集・広報・入試委員会、教授会の審議を経て学長が決定する。入学試験問題の作成にあたっては、募集・広報・入試委員会において、前年度の入学試験がアドミッション・ポリシーに照らして適切なものであったかが再検討され、入学試験の出題方針が協議される。作問者は本学専任教員の中から選出され、本学のアドミッション・ポリシーに則り本学が求める学生像に合致した受験生を選抜できるよう、募集・広報・入試委員会と連携を取りながら試験問題を作成している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去2年間の入学定員と入学者実数は、下表の通りである。

年度	入学定員	入学者実数
令和5（2023）年度	75	19
令和6（2024）年度	75	18

過去2年において、入学定員を満たすだけの十分な学生数の受け入れはできておらず、収容定員充足率が0.7倍に満たないのが現状である。しかしながら、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を確保すべく、いくつかの改善策を講じている。

学生受入れ数を維持できていない要因のひとつとして、令和3（2021）年4月に苫小牧駒澤大学から北洋大学に校名変更してから間がなく、本学の特色や教育方針、アドミッション・ポリシーが十分に定着していないことが想像される。この点に関しては、各種メディア（大学HP、新聞、テレビ、SNS等）を通じて周知・広報活動を積極的に行っており、改善が期待される。特に、HPおよびSNSでは写真を含む大学の情報を定期的に掲載・更新しており、常に大学の最新の様子が公開されている。【資料 2-1-1】

次に、地元への周知・広報活動として、オープンキャンパスや出張講義、キャンパス体験を実施している。オープンキャンパスは年間複数回開催し、体験授業等を通して本学の特色の周知に努めている。出張講義に関しては、令和4（2022）年度は苫小牧南高等学校、クラーク記念国際高等学校（苫小牧キャンパス）に赴き、授業を行った。また、キャンパス体験の受け入れは、主に高等学校の生徒を大学に招き、授業やキャンパスツアーを体験してもらう活動であり、令和4、5（2022, 2023）年度に苫小牧総合経済高等学校の1年生約40名を迎

えた実績がある。これらの活動は、現在のところ直接的に入学実数の増加には結び付いていないものの、大学の認知度向上に結び付くことは確実であり、入学実数の増加に繋がる重要な施策であると言える。【資料 2-1-5】

また、市民公開講座や日本比較文化学会北海道支部大会の開催、大学入学共通テストの実施等も、地域住民へ大学の位置づけや特色を周知・広報する機会となっている。市民公開講座は、本学で毎年 1~2 回開催しているほか、市内の公共施設アイビー・プラザで北洋大学「市民講座」を毎年秋に実施している。日本比較文化学会は、昭和 54（1979）年創設の国際的な組織であるが、その北海道支部が北洋大学創立に合わせて組織され、令和 3（2021）年 9 月 25 日、本学において設立総会が開催された。毎年行われる支部大会は地域住民に公開されており、市民が最先端の学問成果に直接触れ合う機会となっている。また大学入学共通テストに関して、本学は広大な東胆振・日高地区の唯一の会場校であり、毎年 500 人前後の受験生に地域内での受験機会を提供している。これは受験生をはじめとする地域住民に本学の存在をアピールする機会ともなっており、本学の存在意義を地域社会に訴える好機でもある。【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】

さらに、本学は道外の 3 つの高等学校と高大連携協定を結んでいるが、道内外の高校との連携拡大も模索中である。海外との連携に関しては、韓国、台湾、インドネシア、モンゴルなど海外の 11 の大学と大学間協定を結んでおり、留学生を広く受入れる体制が整っている。

【資料 2-1-8】

また本学は、国内の大学に進学を希望する外国人に対し、日本語、日本文化等を教授し、学術活動の基礎となる能力を養うことを目的とする外国人留学生別科を設置している。

特に、留学生別科苫小牧キャンパス（北海道語言学院）は北洋大学至近に位置しているほか、留学生別科での学習は北洋大学の卒業単位の一部として認定されるため、留学生別科の学生にとって最も身近かつ有力な進学先が北洋大学であると言える。

留学生別科苫小牧キャンパスは令和 5（2023）年度に定員を満たしており、令和 6 年秋以降における北洋大学への進学者数の増大が見込まれる。【資料 2-1-9】【資料 2-1-10】

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の確保と維持のため、令和 5 年度までに行っていた従来のオープンキャンパスや高大連携事業、公開講座等に変更を加え、今後は講演会など大学ならではの知的活動の拡充を通じて本学の地域社会への貢献と存在意義をアピールしていく。

具体的には、オープンキャンパスの一回あたりの参加者数増加のためのコンテンツの開発を進め、広報活動を目的とした SNS の活性化、学部紹介動画の制作チームの立ち上げ、大学 HP の内容の刷新および多言語化、大学案内パンフレットの充実など、本学の長を広く周知するため、各種メディアを用いた発信力を高めていく。

並行して、留学生別科の絶えざる質的向上を図りつつ、日本語や日本文化に関心を抱く世界中の人々に日本で学ぶ機会を提供していくことにより、留学生の受入れを充実させ、学生数の確保を図る。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学は「少人数大学だからこそできる手厚いサポート」を掲げ、「学生相談室」や「オフィスアワー」などにより、教員と職員が共に学修をサポートしている。

【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】

まず、各学期開始時には全学生を対象に教務担当職員が「教務オリエンテーション」を行い、履修登録や卒業単位について詳しく説明している。その際に『CAMPUS GUIDE 2024』を全学生に配布し、履修の仕方や卒業単位等についていつでも確認できるようにしている。また、本学では学芸員課程及び日本語教師養成課程を設置しているが、これらの資格取得についても、各課程担当教員及び職員が説明会を行っている。その他、大学案内ならびにHP上にて上記の旨を学外に向けて周知を行っている。【資料 2-2-3】

本学が力を入れる英語教育に関しては、能力別クラスにより効率的に学修できるよう、年に1～2度のペースでTOEIC IP テストを全学生が受講し、その成績に基づいて英語科目の選択と履修を行う制度を採っている。その他の語学科目（中国語及び日本語）に関しても、各語学教員が外部資格試験（中国語能力試験や日本語能力試験等）の受験を促し、その成績を把握することで、適切なレベルの指導を行っている。【資料 2-2-4】

次に、学生が日頃から学修及び学生生活について教員と相談できる機会を設けるため、本学専任教員に個別に、自由に相談できるオフィスアワー制度を設けている。また、必要に応じて、ゼミ担当教員が学生と個人面談を行っている。この面談を通して、各学生の学修状況を把握するとともに、学修に困難を抱えている学生の悩みを汲み取り、適切な助言や支援を行うことが可能となっており、中途退学、休学、留年を防ぐ一助となっていると考えられる。

【資料 2-2-5】

本学では教職員と学生との連絡ツールとして、Microsoft Teams を利用している。このアプリを利用することで、教職員と学生が個別に連絡を取ることが可能である。対面での面談に抵抗を感じる学生でも、オンライン上でのやり取りによって適切な学修支援を行う機会を確保している。

また、職員は各学生の履修状況や単位修得状況を把握し、指導及び面談の必要がある学生に対しては Teams を通じて個別にメッセージを送ることで、適切な指導や面談が行えるような体制が整っている。

さらに、小規模校であることを最大限に生かし、教員と職員が密に連携を取ることで、教職員が協働して学生に対して学修支援を行っている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学は小規模校のため、TAの制度は採用していない。その代わりに、上記の個人面談、教員によるオフィスアワー、Teamsを用いた個別のやり取り等を通して、十分な学修支援を実施している。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

現在のところTA制度導入の予定はないが、学生による授業補助制度（SA）や、上級生が下級生にアドバイスを送る機会の確保など、学生同士が共に学ぶことのできる環境を整えることを継続して行っていく。

また、特に学修に困難を抱える学生に対して教職員が積極的に声を掛けるなど、既存の制度を最大限利用するよう促していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

学生の社会的・職業的自立に向けては、教育課程内と教育課程外とで、協力して指導、支援する体制を整えている。

教育課程では、1年次生が必修科目として履修する「キャリアデザイン入門」「キャリアデザイン概論」を開講し、ガイダンス等で履修する意味、目的を説明している。主に2年次以降では「変化の時代のキャリア形成」、就職活動が本格化してくる3年次以降の学生には「職業能力とキャリア」「協働と対人関係」を開講している。3年次生が多い授業では、卒業生に就職活動の体験談を聞くことで切実感を持ってもらう工夫をしている。自己分析・自己PRには、各種心理テストを活用したり、業界研究には北海道内企業の採用担当者を講師として招き、事業内容や採用条件、インターンシップに関する講義を依頼するなどして、具体的なイメージがわくアクティブラーニングを取り入れている。【資料2-3-1】

このほか、インターンシップ講座を充実させ、「実践型インターン」の無償型と有償型を開講し、学生が企業・自治体などの就労体験を通じてキャリア形成をイメージできるようにしている。特に有償型の講座は、地元苫小牧市と協力し、専門のキャリアコンサルタントが、インターンシップを希望する学生全員と面談して、適正を判断し受け入れてくれる企業を紹介する「マッチング面談」を繰り返し、実践的な職業観を身につけている。【資料2-3-2】

このほか、クラブ活動に熱を入れる学生を意識した「スポーツとキャリア」では、オリンピックのメダリストをゲストスピーカーとして招聘し、スポーツ選手のキャリア形成について学んでいる。

また、プロスポーツチームの経営、北海道北広島市の「ボールパーク」の開発などを中心とした「スポーツビジネス論」も用意し、スポーツ分野での業界研究を学ぶ機会にもなっている。【資料2-3-3】

教育課程外としては、キャリアコンサルタントの資格を持つ職員や教員が個別面談に応じている。まず、教員はゼミや卒業研究指導を通じて、学生の進路希望を聞く。大学院進学希望者については、ゼミの担当教員が研究計画書の指導を行っている。就職希望者については教員と職員がチームを組み、履歴書・エントリーシートの添削、個別の面接練習、業界研究や企業研究の仕方のアドバイス等を行っているほか、就職活動にかかわる様々な相談に応じている。小規模校のメリットを活かし、面談を内定が取れるまで繰り返す体制をとっている。特に、令和5（2023）年2月から、キャリアコンサルタントの資格を持つ職員を採用、令和6年（2024）年4月からは1人増員し、専門的な視点での指導も充実させている。

【資料2-3-4】

こうした小規模校の特長を活かした教育課程内と教育課程外の教員と職員のきめ細かな協力で、令和3（2021）年度の就職率は、大学院へ進学する学生を除き100%を達成、令和4（2022）年度も94.4%、令和5（2023）年度も95.5%と好調を記録している。また令和5（2023）年度の進学は、希望者5人が大学院へ進学している。【資料2-3-5】

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

自立した社会人・職業人に成長させるための、一定程度の指導体制、支援体制は整備されていると考える。しかし、3年次生が本格的に企業の採用試験に臨む3月には、授業はすべて終了している「春休み」になっていることから、学生のモチベーションを高める工夫が必要だと考える。「面接実践講座」「就職直前セミナー」など教育課程外の講座ではあるが、ハウツーに特化した講習会も検討していく。今後も自己点検しながらより良い指導・支援体制を構築していく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、教務・学生委員会が中心となり、学生サービスを遂行している。教務・学生委員会は、学生厚生助育活動などの業務の円滑な遂行を図り実行することを目的に、教員及び事務職員により構成される組織であり、学生の課外活動や奨学援護、賞罰等、学生生活に関する事項について審議し実務を行っている。【資料2-4-1】

また、学生生活安定のための施設の管理については、施設管理担当職員が実務を行っている。【資料2-4-2】

(i) 学生証及び各種証明書の発行

本学では、教務管理システム（World students' Database）を利用し、学生の住所や保証人の連絡先、学業成績、所属クラブ、健康診断結果、在留資格情報（留学生）などの学

生情報を一括管理している。これにより、各種証明書の発行などに係る学生の要望に対し円滑に対応することが可能である。具体的には、入学時における学生証の交付のほか、学生の申請に応じて、学生証の再発行、成績証明書、卒業見込証明書、卒業証明書、在学証明書、健康診断書、通学証明書など各種証明書の発行を行っている。

(ii) 学生の福利厚生

学生の福利厚生として、毎年4月に定期健康診断を実施しているほか、学生災害傷害保険への加入を推奨している。また、アパート・下宿の紹介、アルバイトの紹介などを行っている。アルバイト情報は学生掲示板への掲示に加え、Microsoft Teams を用いて全学生に周知している。

校内施設としてはキャンパスカフェ「We stella ウエステラ」があり、昼食のほか軽食の販売も行っている。

(iii) 課外活動

本学の学生組織の代表である「北洋大学学生自治会」(以下「学生自治会」という。)は、学生に対する授業や研究活動の環境整備の向上とともに、友達づくりや仲間づくりの「場」を確保して、大学を学生自身の手で成長させていくことを目的として設置され、学生自治会会則の下に活動を行っている。【資料 2-4-3】

学生自治会の下に組織されるクラブ・同好会は「個人の資質や能力を展開させる場」として位置付けられ、令和6(2024)年5月現在、体育系・文化系合わせて6のクラブ・同好会が活動している。校内体育館棟には部室が6室あり、活動状況に応じて各クラブ・同好会に提供している。また、体育館棟にはトレーニングルームが併設されており、クラブ部員が自由に使用することができる。クラブ・同好会の新規設立及び継続に関しては、毎年教務・学生委員会での新規・継続審査及び教授会での審議を経て学長が決定する。

なお、新規のクラブ・同好会については、学生がクラブ設立届を提出することにより申請ことができ、令和4(2022)年度にはeスポーツクラブ(同好会)が新設されている。

(iv) 経済的な支援

学生生活を経済面から支える制度も充実している。本学は文部科学省の高等教育の修学支援新制度(授業料等減免と給付型奨学金)の対象校となっている。【資料 2-4-4】

奨学金制度に関しては、本学独自の奨学金である「北洋大学特別奨学金Ⅰ」と「北洋大学特別奨学金Ⅱ」がある。「北洋大学特別奨学金Ⅰ」は、学業・人物ともに優れた学生に対して奨学金を給付するものであり、大学が学業成績や学習態度等を基準に選考し、奨学生を表彰するとともに、奨学金を給付する。「北洋大学特別奨学金Ⅱ」は、スポーツ・文化・地域貢献等において特に優れた技量、指導力を有する者を奨学生に採用し、その活動の奨励に資することを目的としており、授業料の一部(50%もしくは25%)を免除するものである。【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】

さらに、留学生に対しては学費の減免(50%もしくは25%)の制度があり、日本語能力や成績に応じて学費の減免が適用される。【資料 2-4-9】【資料 2-4-10】

その他、日本学生支援機構奨学金（第一種及び第二種）、苫小牧市育英会による奨学金（給付型及び貸与型〔無利子〕）、苫小牧市交通遺児育英会による就学支度金が利用でき、大学HP等を通して案内している。また、教育ローンに関しては、苫小牧市教育ローン補助制度、苫小牧市奨学ローン返済助成制度、苫小牧市教育ローン利子補給制度、日本政策金融公庫、学費サポートプラン（オリコ提携教育ローン）が利用でき、大学HP等を通して案内している。【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】

(v) 学生に対する心的支援、生活相談、健康相談等

本学では、大学生活で生じる学業や進路、対人関係などの悩みを相談できる場所として「学生相談室」を開室している。本学研究講義棟 3階に学生相談室を設置し、原則として月 1回、カウンセラーによるカウンセリングを行っている。学生相談室の開室については Microsoft Teams を通して全学生に周知され、誰でも気軽に利用することができる。

【資料 2-4-11】【資料 2-4-12】

さらに、毎年 4月には新入生全員に対してカウンセリングを実施し、大学生活に対する不安を早期に汲み取り解消する取り組みを行っている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- (i) ～ (v) に対し、各施策の充実を図る。
- (i) 各種証明書の発行に関しては、教務管理システム (World students' Database) の機能を拡充させることにより、学生からの申請にスピーディーに対応できるようにする。
- (ii) 学生の福利厚生に関しては、カフェテリアの営業内容の工夫など、学生がいつでも気軽に利用できるサービスの拡充を目指す。
- (iii) 課外活動については、引き続き学生のニーズや要望に応じて支援を行っていく。
- (iv) 経済的な支援については、北洋大学特別奨学金 I による学生への表彰、奨学金の給付を継続し、意欲ある学生が経済的な不安なく学生生活を送ることができるよう、引き続き支援していく。
- (v) 学生に対する心的支援、生活相談、健康相談等については、本学の強みである「少数大学だからこそできる手厚いサポート」をさらに充実させる。具体的には、学生と教職員との日頃のやり取りから個々の学生が抱える悩みを汲み取り、必要に応じて「学生相談室」等の制度の活用を促す、あるいはプライバシーの保護に十分留意したうえで、教職員間で情報を共有するなど、既存の制度を最大限利用できるよう体制の充実を図る。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

(i) 校地

本学は 15 万 2 千 149m² の校地からなり、大学設置基準に定める 1 学生あたりの校地面積は十分満たしている。校地は校舎、体育館、野球場、サッカー場、駐車場からなる。各所は施設管理を専門とする職員が定期的に巡回し、必要に応じて整備することにより、適切に管理されている。【資料 2-5-1】

(ii) 校舎

校舎は、主に管理棟、福利厚生棟、研究講義棟、図書館学術情報センター棟、旧短大棟からなる。延べ床面積は 1 万 6 千 427m² であり、大学設置基準に定める必要面積は十分に満たしている。他に課外活動棟、大講堂等がある。上記の通り、施設管理を専門とする職員が整備することにより安全が保たれているほか、定期的に専門業者による清掃が行われ、常に清潔に保たれている。【資料 2-5-1】

(iii) 講義室及び演習室

研究講義棟には約 50 人収容の小講義室が 6 室、約 100 人収容の中講義室が 3 室、255 人まで収容できる大講義室が 2 室、10～20 人前後収容できる演習室が 12 室ある。各講義室はプロジェクター及びスクリーン、マイク、スピーカー等を備えており、受講人数や授業内容に応じて最適な教室を割り当てている。

講義室のうち大講義室 1 室、中講義室 1 室、小講義室 2 室は、私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）補助金により、プロジェクター及びスクリーンの更新、高画質天井カメラの設置、マイク及びスピーカーの更新、インターネット環境の整備、授業用コンピューターの設置等が行われ、対面授業と遠隔授業のハイフレックス型授業に対応した教室となっている。

小講義室 2 室はワイヤレスプレゼンテーションシステム Cynap を備え、遠隔授業や 2 室での分散型授業に対応している。

さらに、演習室 2 室には大型プロジェクター、高性能スピーカーフォン、ビデオカメラが設置され、遠隔授業及びハイフレックス型授業に対応している。これらの教室を優先的に使用することにより、多くの授業でこれらの設備を利用した質の高い授業を展開することが可能となっている。

本学には情報関連業者との業務委託契約により、各設備に不具合が生じた際にはすぐに対応することが可能である。また、施設管理を担当する職員が適宜巡回し、施設設備に不具合があればすぐに対処することで、適切に管理されている。

(iv) ネットワーク環境

校舎内ではほぼ全ての場所において無線 LAN サービスが利用でき、インターネットに接続することが可能である。新入生には LAN 講習会を行い、無線 LAN サービスが快適かつ安全に利用できるよう研修を行っている。また、ネットワーク環境は前述の情報関連業者の担当者及び事務職員により適切に管理されており、セキュリティも万全である。

【資料 2-5-2】【資料 2-5-3】【資料 2-5-4】【資料 2-5-5】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

実習及び自習に利用される施設として、図書館情報センターがある。図書館情報センターは 1 階の図書館と 2 階、3 階の情報関連施設で構成されており、総延べ面積は 4,361m²である。

1 階の図書館には開架閲覧室と閉架書庫があり、所蔵図書数は 75,193 冊、所蔵学術雑誌は 53 種である。入口付近にはブラウジングホールが設けられている。開架閲覧室の中央には学生が自由に使うことができる自習用パソコン 10 台とプリンター、コピー機が設置され、所蔵資料検索やインターネットへの接続、印刷物のプリントアウト等に利用することができる。また、明るい窓際を中心に閲覧スペースが設けられている。閲覧座席数は 167 席であり、学生数に対して十分な数が確保されている。これらの施設は、ゼミナールや留学生に対する日本語教育など授業内でも使用することがあり、学修・教育に有効活用されている。また、ブラウジングホールは外部が見渡せる開放的な空間であり、飲食も可能となっていることから、学修のほか授業の合間や昼休みに学生が雑談や休息をとるスペースとして有効に活用されている。

2 階にはマルチ個室、OA 実習室があり、実習等に使用されている。3 階には OA 実習室のほか、コンピューター及び大型ディスプレイが配備された LL 教室が設置され、語学及び情報の授業等において活用されている。【資料 2-5-6】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

校舎にはエレベーター、車いすでも利用できるバリアフリースイールなどが設置され、バリアフリー化がなされている。車椅子利用者や足が不自由な学生の受入れ実績があり、施設・設備の利便性は十分に確保されていると言える。

管理棟、福利厚生棟、研究講義棟、図書館学術情報センター棟、体育館は屋内通路を介して繋がっており、屋外に出ることなく移動することが可能である。また、主に授業で利用する教室（大講義室及び中講義室の一部）、事務室、図書館、カフェテリア、フリースペース、バリアフリースイールは全て 1 階にあり、平面での移動が可能である。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は小規模校であることの強みを活かし、少人数クラスでの授業が中心となっている。講義、演習、実習とも、前述の講義室・演習室の中から受講者数に応じて適切な教室を割り当て、授業に使用している。

演習科目である「基礎ゼミナール」及び「専門ゼミナール」は、1クラス10名以下の少人数制ゼミナールであり、きめ細やかな指導を行っている。

また「伝統文化」などの実習科目においては、履修人数に制限を設けている。履修希望者が定員を上回った場合には、上級年次の学生より優先して受講を認めるといった対応を行っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学では校名変更した令和3（2021）年度より、学内施設・設備の更新を積極的に行っている。前述のプロジェクター及びスクリーンの更新、高画質天井カメラの設置、マイク及びスピーカーの更新、インターネット環境の整備、授業用コンピューターの設置、ワイヤレスプレゼンテーションシステム Cynap の設置、図書館情報センターの自習用パソコンの設置、OA 実習室の整備、LL 教室の設置などは、全て令和3（2021）年度以降に行われている。この施策をさらに推し進め、学内の老朽化した施設・設備の更新を継続的に行う予定である。

また、学内に存在する稼働率の低い施設や部屋の有効的な活用の方法を検討する。図書館情報センターの施設に関してもさらなる充実を図り、授業での使用や学生及び地域住民の利用率の向上を目指す。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望は、主に教員や職員、事務室への直接の申し出、カウンセラーによる学生相談室、オフィスアワー等により、教職員に届けられる。それらの内容及び面談結果は、個人情報・プライバシーの保護に問題の無い範囲で、教務・学生委員会に報告される。教務・学生委員会はその報告を受け、内容を分析、対応を検討する。そして検討結果は関係する教職員に伝えられ、学生の意見・要望に合わせて適切に対応する。

【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】

また、毎学期の授業終了時に行われる授業改善アンケートには学修支援に関する学生の意見・要望を把握する手段として自由記述欄を設けている。【資料 2-6-3】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する学生の意見・要望に関しては、基本的には学修支援に関する意見・要望と同様に、主に教員や職員、事務室への直接の申し出、カウンセラーによる学生相談室、オフィスアワーの活用等により、教職員に届けられる。それらの内容及び面談結果は必要に応じて教務・学生委員会に報告されるが、健康や経済状況に関する相談の場合は特に個人情報・プライバシーの保護に留意しつつ、報告を行う。

教務・学生委員会はその報告を受け、内容を分析、対応を検討する。そして検討結果は関係する教職員に伝えられ、学生の意見・要望に合わせて適切に対応する。その際にも、個人情報・プライバシーの保護には細心の注意を払っている。【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】

学生による意見・要望の届け先が複数あることにより、学生は自らの相談内容や心身の状況等に応じて、最適な相談相手を選択することができる。例えば、教職員への直接の相談では、話しやすい相手に対して比較的気軽に相談をすることができる。また、学生相談室では専門のカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により全面オンライン授業を実施した令和3(2021)年度には、全学生に対してゼミ担当教員が個人面談を行い、PC等の機器の保有状況や自宅のネットワーク環境、経済状況等を把握し、自宅に十分な環境が整っていない学生については図書館等に設置されている機器を使用しオンライン授業を受講できる環境を提供した。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望に関しても、基本的には教員や職員、事務室への直接の申し出、カウンセラーによる学生相談室の活用等により、教職員に届けられる。

それらの内容及び面談結果は、軽微なものであれば担当の職員が即座に対応する。やや対応に時間を要する内容である場合は、内容に応じて委員会(研究・図書・情報委員会、教務・学生委員会等)に報告され、各所で内容を分析、対応を検討する。そして継続的な審議が必要な内容であれば、本学教職員から構成されるワーキンググループを立ち上げ、そのメンバーが意見・要望の把握・分析及び対応の検討を行う。

学修スペースの確保や図書館情報センターの充実に関しては、学生からの意見・要望がしばしば寄せられ、それに対応する形で施設・設備の充実が図られている。例えば図書館1階における自習用PCの設置については、PCを保有しない学生からの声を受けて設置したものである。

(3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

上述のように、学修支援、学生生活、学修環境に関する学生の意見・要望は、学生相談室等を利用して大学に届けられる。複数の相談先があることにより、学生は最適な相談先を選択することができるというメリットがあるため、学修や学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用を一括して行える職員配置を検討している。

また、令和3(2021)年度には全学生に対してゼミ担当教員が個人面談を行ったが、学修及び学生生活に関する学生の意見・要望を確実に把握し、「少人数大学だからこそできる手

厚いサポート」を実現するために、全学生に対する個人面談を定期的に行うことも検討している。

学生の心身の健康に関しては、学内に保健センターが常設されていない点が課題として挙げられる。現状では、学生の一時的な体調不良等に対しては保健室を利用するなど、常勤職員が個々に対応に当たっており、少人数ならではのきめ細かな対応を行っていると言えるが、一層の体制の充実を図るべく、今後は近隣病院との連携の強化を行う予定である。

[基準2の自己評価]

以上の通り、学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応の観点から、本学は教育機関としての十分な組織的環境を備えている。

学生の受入れに対しては、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証を行っている。入学者実数こそ定員に充足していないものの、適切な学生受入れ数を確保すべく、広報活動や入試制度の拡大など、各種の対策を講じている。

学生への支援においては、TA制度は設けていないが、面談やオフィスアワー、何でも相談室を活用し、教職員が連携しながら、少人数大学だからこそできる学修支援を行っている。キャリア支援においても、教育課程内ではインターンシップを含むキャリア科目の充実、教育課程外ではキャリアコンサルタントの資格を持つ職員および教員による個別面談の実施など、小規模校の特長を活かした教員と職員のきめ細かな協力によって十分な支援を行っている。学生サービスとしては、クラブ活動等による課外活動の支援、充実した各種奨学金による経済的な支援、面談やカウンセリングによる心的支援など、学生生活の安定のための各種支援を実施している。

学修環境については、十分な広さを持つ校地、校舎、図書館等の施設が有効に活用されている。施設管理を専門とする職員による適切な管理が行われているほか、バリアフリーにも配慮している。また、クラスサイズの観点からも教育効果が十分に上げられるような設備が整っている。

学生の意見・要望に対しては、個人面談や何でも相談室、授業改善アンケートなど、複数の手段で学生の意見・要望を把握し、対応する制度が整っている。

以上により、基準2は十分に満たしていると考えられる。

基準3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では建学の理念として「明德・格物致知」を掲げている。これは、「人は、物事の道理や本質を深く理解して知識や学問を深めることにより、自らが持つ天から与えられた優れた徳性を明らかにすることができ、人は、この自らの徳性を悟ったとき、おのずと自ら及び他者に対して正しく公明な愛を向けることができる」という意味である。

本学では、この建学の理念を基盤に、教育目標を「学生に対し多くの知識とかけがえのない経験を授けることにより、自身を磨き、更なる高みへと到達させ、世界中で貢献できる人材を育成すること」と定めている。そして、所定の教育課程を修め、以下の能力を身につけた者に学士の学位を授与することとし、これを学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として定めている。【資料3-1-1】

1. 文章を正しく読み、書き、自分の考えを論理的に表現できる力
2. 基本的な英語の読み、書き、英語で自分の意思を伝えることのできる力
3. 広い視点から情報を判断、分析し、分かりやすく情報を発信する力
4. 幅広く豊かな教養をそなえ、多様な文化、価値観を理解する力
5. 社会におけるさまざまな問題を見つけ、主体的に問題解決に取り組む力

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位修得の要件は、単位の認定を受けようとする科目について履修登録・確認を行うこと、必要な学修時間を確保すること、及び履修科目の試験を受け、合格（60点以上）することと定められている。各科目には上記のディプロマ・ポリシーを踏まえた到達目標が定められており、目標への到達度合いに応じて下表の通り5段階の評価及び評点、GP (Grade Point) が与えられ、到達目標の必要不可欠な部分を達成している場合に、単位が認定される。これらの基準は「キャンパスガイド2024」に掲載した『履修の手引き』を通じて学生に周知されている。【資料3-1-2】【資料3-1-3】

成績評価のめやす			
評価	評点	G P	めやす
S	90～100点	4	到達目標をすべて達成し、その成果にもとづいてより高度な知識や能力の獲得を自力でめざすことができる。
A	80～89点	3	到達目標をほぼすべて達成している。
B	70～79点	2	到達目標の主要な部分を達成している。
C	60～69点	1	到達目標の必要不可欠な部分を達成している。
F	59点以下	0	単位修得レベルに達していない。

本学では、単位修得状況とは関係なく、入学年度を基準にして在学年数によって4年次まで進級できる制度をとっている。これにより、学年という概念にとらわれず、入学から卒業までの長いスパンで、自分の学修状況に合わせて自由に学修プランを設計することが可能となっている。特に、本学が力を入れる語学科目については、CEFRに基づくレベル別クラス分けを採用し、学年の枠にとらわれないコース運営を展開している。ただし、本学では2単位あたり90時間の学修時間を確保するため、いわゆるキャップ制を導入し、履修単位に1学期当たり原則22単位の上限を設けている。【資料3-1-4】

演習科目（必修）であるゼミナールに関しては、「基礎ゼミナールⅠ、Ⅱ」は原則として1年次に履修すること、「専門ゼミナールⅠ、Ⅱ」は原則として基礎ゼミナールの単位を修得したうえで2年次に履修することとしている。また、「専門ゼミナールⅢ、Ⅳ」は原則として「専門ゼミナールⅠ、Ⅱ」の単位を修得したうえで3年次に履修することとなっており、4年次の卒業研究に向けて「文章を正しく読み、書き、自分の考えを論理的に表現できる力」が着実にステップアップしていることを測る基準となっている。【資料3-1-5】

卒業については、本大学に4年以上在学し、学部学科所定の教育課程に従って、授業科目を履修し、所定の単位（124単位）を修得した者には、卒業を認定し、学士（国際文化学）の学位を授与することと定められている。卒業所要単位の内訳は、一般教育科目26単位（うち、入門4単位、人間4単位、社会4単位、科学2単位、情報4単位、健康2単位、選択6単位）、専門科目66単位（うちキャリア・情報14単位、文化・社会14単位、言語文化24単位、選択14単位）、演習科目16単位、実習科目6単位、広域選択10単位となっており、これは『CAMPUS GUIDE 2024』を通じて学生に周知されている。また、卒業所要単位の区分は上記のディプロマ・ポリシーに示された1～5を踏まえた区分となっており、例えば1「文章を正しく読み、書き、自分の考えを論理的に表現できる力」の獲得は、演習科目「専門ゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」「卒業研究」の単位修得がひとつの目安となる。

【資料3-1-2】【資料3-1-5】【資料3-1-6】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

上記の成績評価の目安については『CAMPUS GUIDE 2024』を通じて各教員に通知されており、授業担当教員は専任教員、非常勤教員にかかわらず、成績評価の目安にしたがって成績を判定しており、各科目の評価において単位認定基準が厳正に適用されていると言える。ま

た、各学期の成績提出時には、各教員に対して成績評価を適正に行うよう注意が促され、単位認定基準の厳正な適用が保たれるよう配慮されている。【資料 3-1-7】

卒業認定基準についても、卒業判定会議において在籍期間および所定の単位の修得の有無が判定され、さらに教授会で審議されており、卒業認定基準が厳格に適用されていると言える。【資料 3-1-6】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーは大学HPにおいても公開されており、学生や教職員に一目でわかるよう広く周知されている。今後も、『CAMPUS GUIDE』や大学案内に明記するなど、ディプロマ・ポリシーのより一層の周知を図る。

単位認定基準及び卒業認定基準についても、『CAMPUS GUIDE』等を活用することで周知を図っていく。特に、成績判定及び単位認定を行う教員に対しては、成績の目安及び単位認定基準の周知徹底を図り、単位認定基準の厳格な適用が継続されるよう働きかけていく。

【資料 3-1-8】

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学国際文化学部キャリア創造学科では、以下のような教育課程の方針（カリキュラム・ポリシー）を掲げ、大学HPやパンフレット、CAMPUSGUIDE等を用いて学内外に向けて発信、周知している。また、学生に対しては新学期オリエンテーションにおいて説明することで、周知を図っている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】

教育課程の方針（カリキュラム・ポリシー）

学位授与の方針に掲げた人材を育成するため、「一般教育科目」「専門科目」「演習科目」「実習科目」「関連科目」を配置し、教育を行う。「専門科目」には、多様な文化を理解するための「異文化教育科目群」、人生を決定する職業選択（キャリア形成）に必要な知識と基本的なビジネススキルを養成するための「キャリア教育科目群」を配置する。

一般教育科目

1年次に配置される必修科目「基礎ゼミナールⅠ」「基礎ゼミナールⅡ」「キャリアデザイン入門」「キャリアデザイン概論」では、学習習慣を確立し、大学での学修方法、レポートの書き方、文章表現力を学ぶ。また、現代社会と自分の将来を見つめ、自己を実現するための社会人基礎力、コミュニケーション力を身につける。主として社会・人文分野における幅広い教養を身につけ、社会人として要求される一般的知識を身につけるとともに、専門的知識を身につけるための基盤を作る。

専門科目

「キャリア・情報」ではキャリア理論、就職支援科目を配置し、実践的なビジネススキルなど社会で要求される基礎的なことを学ぶ。「文化・社会」では、多様な文化の理解を深めつつ幅広い教養を身につけ、多角的な視点から様々な分野で要求される知識を身につける。「言語文化」では「英語コース」「中国語コース」「日本語コース」の各コースの必修科目を中心に基礎から段階的に学習し、日常会話からビジネスシーンで使える語学力を身につけることはもちろん、コミュニケーション力を養う。

演習科目

2年次春学期から3年次秋学期にかけて段階的に配置される「専門ゼミナールⅠ～Ⅳ」は、少人数の指導の下、各分野における方法論を学び、専門性を深めるのみならず、自立した社会人として期待される能力を養成する。また、ゼミナールの総仕上げとして「卒業研究」で論文を仕上げる。

実習科目

1年次春学期から配置される「伝統文化」などの科目に加え、他者との協働性や社会参画のための態度を養うための「実践型インターンシップ」「地域創生」「フィールドスタディ」などの科目も配置している。

関連科目

令和2年度以前入学生に対して充当される。主として2年次春学期から配置され、各種検定試験の準備を行うための科目として位置づけられる。TOEIC、英語検定、ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験、簿記検定、日本語能力試験など、資格取得の支援を行う。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

上述の通り、教育課程の方針(カリキュラム・ポリシー)の冒頭には、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げた人材を育成するため、「一般教育科目」「専門科目」「演習科目」「実習科目」「関連科目」を配置し教育を行うこと、「専門科目」には、多様な文化を理解するための「異文化教育科目群」、人生を決定する職業選択(キャリア形成)に必要な知識と基本的なビジネススキルを養成するための「キャリア教育科目群」を配置することが明記されており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性、関連性が示されている。

る。【資料 3-2-1】

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーに明記されているように、本学の教育課程は「一般教養科目」「専門科目」「演習科目」「実習科目」から構成されており、多様な学修形態による多角的な学びを実現している。また、全体として基礎的科目から専門性の高い科目へ学修が進むよう科目が提供されており、カリキュラム・ポリシーを体現する体系的な教育課程が編成されている。

【資料 3-2-3】

「一般教育科目」は主に講義形式で行われ、大学での学修方法、文章表現力、社会人基礎力、コミュニケーション力、幅広い教養を身に付けるための基礎的科目として位置づけられる。一般教養科目は1年次から履修でき、一般教養科目の履修によって学問的基盤を身に付けてから専門科目の履修に進めるような構成になっている。

「専門科目」は一般教養科目にて修得した知識や技能を基盤とし、より深い教養や知識、技能を身に付けるものと位置づけられ、主に2年次から履修できる。ただし、専門科目の中でも、例えば「統計の基礎」や「会計の基礎」など基礎的な知識の習得を目的とした科目については、1年次から履修できる。また、専門科目の中の「言語文化」区分では、「英語コース」「中国語コース」「日本語コース」の各コースの必修科目を中心に、自分のレベルに合わせて履修、学修することができるよう、多くの科目を1年次から履修可能としている。学修形態は講義形式が一般的であるが、語学科目を中心に、演習やアクティブラーニングを取り入れた授業が展開されている。

「演習科目」においては、少人数指導の下、文章作成能力や各分野における方法論を演習形式で学ぶ。演習科目は学習・研究の柱として位置づけられ、全て必修科目となっている。教員が一方的に授業を展開するのではなく、学生の興味・関心から「ゼミ」と研究テーマを選び、自ら情報収集し、互いに報告・検討し合うことによって、自らの専門領域、そして「学びの実感」を身に付ける科目として位置づけられている。

1年次に開講される基礎ゼミナールでは、学問を「教えてもらうひと」(生徒)から「自ら学ぶひと」(学生)になることを目的に、「学びの技術」や学問をするうえでの最低限のルールを身に付ける。原則として2年次に履修する「専門ゼミナールⅠ,Ⅱ」では、各専任教員の専門分野を一通り経験し、自らの専門領域について深く考える契機とする。原則として3年次に履修する「専門ゼミナールⅢ,Ⅳ」では、各教員の専門やテーマから所属するゼミを決定し、専門領域について深く学ぶ。そして専門ゼミナールを修得した後、4年次にはゼミナールの総仕上げとして「卒業研究」を履修し、論文を仕上げる。

科目名	単 位	履修年次
基礎ゼミナールⅠ	1	1年次春学期
基礎ゼミナールⅡ	1	1年次秋学期
専門ゼミナールⅠ	2	2年次春学期
専門ゼミナールⅡ	2	2年次秋学期
専門ゼミナールⅢ	2	3年次春学期
専門ゼミナールⅣ	2	3年次秋学期
卒業研究	6	4年次通年

「実習科目」においては、1年次春学期から「伝統文化」が配置され、多様な文化、価値観に触れる機会を提供している。2年次から履修できる「実践型インターンシップ」「地域創生」「フィールドスタディ」は、一般教育科目及び専門科目で修得したことを実体験し、実践的な能力を養って社会にでる基礎を築くことを目的としている。学内のみならず、民間企業や苫小牧市役所など、学外、さらには海外における実習を経験することで、社会におけるさまざまな問題を見つけ、主体的に問題解決に取り組む力を養う。【資料 3-2-4】

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育として、本学では一般教養科目全 21 科目（令和 3 年度以降入学生）を開講している。一般教養科目は「入門」「人間」「社会」「科学」「情報」「健康」の 6 区分に分けられ、それぞれ 2 もしくは 4 単位の修得を義務付けることで、特定の分野に偏らない幅広い知識と教養を身につけることを担保している。【資料 3-2-5】

一般教養科目のうち「入門」区分の科目である「キャリアデザイン入門」及び「キャリアデザイン概論」は必修科目となっており、キャリア創造学科の重要な科目に位置づけられる。「キャリアデザイン入門」では、学校から社会への移行期間である大学生活を有意義に過ごすために、学ぶことと働くこととの関係を「キャリア」「キャリアデザイン」の視点で理解し、自分のキャリア（人生）を創造するために、本学で何をどのように学ぶかを考える。「キャリアデザイン概論」では職場や地域社会で様々な人々と仕事をしていくために必要な「社会人基礎力」を体験・実践型学修（グループワーク）により身に付ける。課題解決実習での「チームワーク、主体性、計画力」等や、合意形成学修での「違いを認め受け容れ、自分の意見を主張する力（コミュニケーション力）を磨くことで、自分のキャリアの可能性を拓ける。【資料 3-2-4】【資料 3-2-6】

科目名	単 位	履修年次
キャリアデザイン入門	2	1年次
キャリアデザイン概論	2	1年次

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫・開発に関しては、教育活動報告書の提出及びFD活動によって遂行されている。

まず、教員に対して学期末に教育活動報告書の提出を義務づけ、授業改善アンケートを受けての改善策や授業実施方法の工夫、授業の問題点や課題について記述させることにより、自身の教授方法についての振り返り及び効果的な教授方法の工夫・開発を促している。

次に、FD活動の一環として、教員への研修やセミナー、教授方法の相互学修の機会を設けている。令和4（2022）年度には授業改善ワーキンググループを組織し、FD活動の一環として、効果的な教授方法の工夫・開発と効果的な実施に関する具体策を検討、実施した。具体的には、まず学生への授業改善アンケートの質問内容を修正し、成果が可視化できるように工夫した授業改善アンケート素案を作成し、反映した。また、本学が開催する市民公開講座を利用し、本学若手講師がICT教材やオンライン設備を活用した講座を展開、その講座に他の教員が参加することにより、教員が無理のない範囲で効果的な教授法について相互学修することを実現した。授業改善ワーキンググループは継続的に活動し、教員の教授能力の向上、新たな教授方法の発見、開発とその共有の方法を検討している。

【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】【資料 3-2-9】

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラム・ポリシーは大学HPにおいて公開され、本学学生及び教職員には『CAMPUS GUIDE 2024』を通じて周知しているが、教職員も全員がオリエンテーションに参加し、周知を行う。

カリキュラム・ポリシー及び教育課程の体系を知ることは、各教員が担当する授業の位置づけの理解に繋がり、より効果的かつ有意義な授業を展開するうえで重要であることから、資料の配付や研修を通じて、新任の教員を含む全教員への周知徹底を図る。

また、教授方法の工夫・開発と効果的な実施に関しては、授業改善ワーキンググループが継続的な活動を行っており、今後より一層の充実を目指している。

また、効果的な教授法の教員同士での紹介や共有、FD研修など、アクティブラーニングにおける工夫をしながら最大限の効果を挙げる方法を模索していく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえた学修成果は、各科目の成績分布および単位修得率を算出することで点検・評価される。教育活動報告書においてそれらが明記され、学修成果が明示される。また、教務管理システム（World students' Database）上には各学生および各科目における成績がデータとして残

されており、必要に応じて学習成果を確認することが可能である。【資料 3-3-1】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修成果の点検・評価結果は、各科目の成績分布や単位修得率として明示される。これらのデータをもとに、教務・学生委員会において、教育課程の評価・見直しを行っている。また、授業改善ワーキンググループが中心となり、教育・学修指導の改善のためのFD活動を実施し、各教員が改善策に基づき教育活動を行う体制をとっている。【資料 3-3-2】

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修成果の点検・評価結果のフィードバック体制の強化が課題となる。教員は、成績評価及び単位認定を行うのみにとどまらず、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえた上での当該科目の位置づけを理解し、教育内容・方法及び学修指導の改善を意識的に行う必要があるが、そのためのフローの策定及びサイクルの確立が課題となる。具体的には、教育活動報告書の内容の充実、授業改善ワーキンググループを中心としたFD活動の恒常的な実施が、改善・向上方策として挙げられる。また、教務・学生委員会による学修成果の点検・評価を体系化するとともに、評価及び改善策を教授会で報告し、教員にフィードバックする機会を設けることも重要な施策であると考えられる。さらに、学生の意識調査や卒業時の満足度調査などを実施し、学修成果を多角的に検証することも予定している。

[基準 3 の自己評価]

教育課程について、基準項目 3-1 で述べたように、本学では教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの三つのポリシーを策定し、HP等で広く公開している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を定め、厳正に運用するとともに、教育課程の編成と実施に反映させている。

教育課程及び教授方法については、基準項目 3-2 で述べたように、「一般教育科目」「専門科目」「演習科目」「実習科目」「関連科目」を配置し、かつ「専門科目」には、「異文化教育科目群」「キャリア教育科目群」を設けることで、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーに基づいた教育を実施している。また、授業改善ワーキンググループによるFD活動などを通して、教授方法の改善・向上を図っている。

また、学修成果の点検・評価については、基準項目 3-3 で見たように、教育活動報告書において各科目の成績分布および単位修得率を算出することで学修成果の点検・評価を行うとともに、教員へのフィードバックを行い、教育・学修指導の質の改善・向上を促す体制ができています。

以上より、「教育課程」についての基準は十分に満たしていると考えられる。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮について学長は、経営方針や教学面における運営方針を明らかにしたうえ、平成 30 年に裁定した「北洋大学教育研究に関する重要な事項について」の中で審議事項については、教授会の意見を聞くことが必要なものとしている。

また、学長は令和 4（2022）年 4 月 1 日から始動した教職員組織改革を実施し、7つの委員会を設置し、教学上及び経営上の様々なニーズや問題点を速やかに発見すると共に、委員会を統括する委員長会議、さらにその上に位置する教授会の審議を経て問題点を解決し、教育面での新たなニーズに対処している。さらに、学長は令和 6 年（2024）4 月より効率的な組織を目指し、総務・庶務を中心とした委員会は廃止し、事務局で迅速に判断できるように改組した。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】【資料 4-4】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

令和 4（2022）年 4 月 1 日から運用された教職員組織改変により、事務局は教務担当と総務担当に分かれ、それぞれが教務と総務に対して責任を負い、全体として学長が教育と学生サービスに寄与する構造をなしている。【資料 4-1-2】

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の教学マネジメントは、各種委員会によって行われている。令和 6 年（2024）4 月より「研究・情報・図書」、「教務・学生」、「国際交流」、「募集・広報・入試」の各委員会に、担当教員と事務職員を配置し、教育課程の内容と事務作業を連携させながら、効率的に運営している。【資料 4-1-4】

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は外国語教育を中心にしており、学生および教員による国際的な交流はきわめて重要な地位を占めている。今後ますます学生間の交換留学や協定校との連携等、国際交流事業を考える際に、国際交流を十分担当するに必須の英語および中国語を中心とした外国語に対応できる職員の人員拡充が必須である。これと関連し、日本人学生だけでなく留学生をさらに増やし、国際教育を充実させるためにも募集・広報および就職関連業務においても国際的な

視点を持てる人員拡充も必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用・昇進に関しては、適宜人事委員会を開催し、厳選なる審査の結果を経て教授会において、その能力と資質に関して適任者を選別し学長に推薦している。学長は、教授会の推薦を受けた人物について、再度、人物・能力・人間性について吟味し判断している。

本学は国際文化学部にあふさわしい教員を中心に据えた言語および比較文化教育を特色としている。当然、外国語や言語学など言語科目がカリキュラムの骨格をなし、教員の構成もこれに従っている。実際、専任教員の大半が外国語に長けており異文化理解にも精通している。また他の教員も、本学唯一の学科、キャリア創造学科の特性であるキャリア教育を担当するのにふさわしい知的専門職（キャリア）を有している。よって本学の現職教員は教育目的及び教育課程に即した人材といえる。【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教育内容・方法の改善のため、大きく 2 つの方策をとっている。学期終了時に学生に受講科目に対する、成果を可視化できるよう工夫した「授業改善アンケート」を実施しており、その結果を担当教員に示し、次年度の教育内容・方法などの改善につなげている。

また、2022 年度には教員 2 人による授業改善ワーキングチームを立ち上げ、IT 技術を駆使したアクティブラーニングを実践している若手教員の公開講座を 2 回開いている。この授業を教員全員に公開、共有して、自分の授業にとり入れ、わかりやすい授業につなげている。【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員自身の能力開発と維持強化のため、多様化する学習者のニーズとレベルに対応できるよう、AI との共存・共栄を図りながら、興味・学習意欲向上につながる教授法やアプローチ改善を試みると同時に、各研究者が科研等に応募をし、その研究の追求と発展に心がけていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

円滑な大学運営のためには、教員と職員が両輪となり協働する必要がある。教員による教育活動がより効果的に、また効率的に成されるためには、職員個々のサポート能力が必須となる。そのため、令和3（2021）年度より法人本部の支援のもと、職員の再教育に注力してきた。また、令和4（2022）年度には、新入職員に対して内部研修を実施し、さらに令和6年5月には、他大学で長年事務局や学長補佐を経験した方を講師に、学生募集の方法を中心とした勉強会を開くなど、本学の実情に合わせた事務職員教育の在り方を見直し、より機能的な運営実現に努めている。【資料 4-3-1】

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育活動についての理解を更に深めるとともに、職員としての専門性を高める必要がある。また、担当部署のマネジメント能力を備えた管理職育成が急務である。これまでの内部研修に留まらず、職員を外部研修に積極的に参加させる等、その資質・能力向上に取り組んでいく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、教員一人ひとりがその使命である教育研究活動に十分取り組めるよう研究環境を整備している。すべての教員に独立した研究室があり、共同研究やオフィスアワーに対応できるスペースが確保されている。【資料 4-4-1】

また、図書館には、教員の教育研究活動に十分な蔵書が準備されており、雑誌を含め書籍を定期的に購入するなど教育研究活動の充実を図っている。【資料 4-4-2】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

大学における研究活動を適正に行う上で必要となる「研究倫理」の理解を促すために、研究者である教員だけでなく、研究活動をサポートする担当職員に対しても日本学術振興会の「研究倫理eラーニングコース」を受講し研修を行っている。【資料 4-4-3】

また、教員が研究活動における不正防止および外部機関から獲得した競争的獲得研究費の不正使用防止のための規程を定め、研究費の使用には事務職員および学部長の監査があり、適正な運用の確認を随時行っている。【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

現在、本学は、財務上に余裕が十分な状況ではないが、専任教員に対して、経常的な経費として年額 10 万円の個人研究費が支給されており教員の研究活動のための備品費や旅費、学会費等に充てられている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究活動を充実させ、本学学生の学修に還元できるよう研究支援体制の強化に努める必要がある。各教員によって必要となる資金額が異なることから、特に科学研究費等の競争的資金獲得に向けた取り組みについて、内部で獲得した研究者からのアドバイスや外部講師を招聘するなどにより説明会を実施し、本学教員の競争的資金獲得を支援することを優先して行う。

[基準 4 の自己評価]

大学の意思決定と教学マネジメントについて、基準項目 4-1 で述べたように、各種委員会を設置し、教学上及び経営上の様々なニーズや問題点を速やかに発見すると共に、委員会を統括する委員長会議で各種委員会からの意見を経て連携を図り、さらにその上に位置する教授会の審議を経て問題点を解決し、教育面での新たなニーズに対処している。また令和 6（2024）年度より連携をより円滑に行うために基本的に各教職員が 2 つの委員会を担うことにより速やかに情報共有が行える体制になっている。

教育目的及び教育課程に即した教員の採用および教育内容・方法等の工夫・改善については、基準項目 4-2、4-3 で述べたように、本学は国際文化学部には必須となる教員を中心に据えた言語および比較文化教育となる教員を中心に採用しており外国語教育の特性を担うに即した人材採用を行っている。また、FD・SD活動などを通して、教授方法・学生対応の改善・向上を図っている。

また、研究環境の整備・運営については、基準項目 4-4 で見たように、教育研究活動に取り組める場所と蔵書の確保に取り組んでおり、研究不正が発生しないよう日本学術振興会が公表している「研究倫理eラーニングコース」を受講し研究方法・研究費使用に不備がないよう確認に努め、不正防止のため学内で規程を定め厳格に運用している。

以上ことから、基準 4 は十分に満たしていると考えられる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人京都育英館は「学校法人京都育英館寄附行為」（以下、「寄附行為」）第 3 条において、「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、平等と平和及び共生の精神を涵養し、国家・社会及び国際社会へ貢献できる人材の育成を目的とする」としており、教育基本法及び学校教育法、私立学校法、大学設置基準などの法令を遵守し、堅実に運営している。また、教職員は「学校法人京都育英館 北洋大学就業規則」を遵守し、規則に基づいた運営を行っている。【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】

法人運営においては「学校法人京都育英館理事会細則」に基づき、理事会を定期的開催している。また、法人業務に関する重要事項については、寄附行為第 20 条に基づき、理事長においてあらかじめ評議員会に諮問し、適正な経営判断に努めている。寄附行為の定めを遵守することにより、理事、監事、評議員はそれぞれの役割を十分に果たしており、経営の規律と誠実性は維持されている。【資料 5-1-3】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為に基づき、法人の最高意思決定機関としての理事会を設置し、諮問機関としての評議員会を設置し、それぞれ開催している。法人の使命・目的を達成するため、平成 31 (2019) 年から令和 10 (2028) 年までの「学校法人京都育英館中長期計画」（以下、「中長期計画」）を策定している。また、この中長期計画の達成に向けて、各会計年度の事業計画及び予算を編成し、評議員会にあらかじめ意見を求めた上で、理事会で決定している。会計年度終了後には、事業報告及び決算について理事会で承認を受け決定し、評議員会に当該事業報告及び決算について報告している。寄附行為などに基づき、法人の業務を確実にを行うとともに、法人の使命・目的の実現に向けて健全な財務運営を行う体制を整えている。【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】

大学学則第 1 条に定めた、本学の目的の実現に向けて、各委員会規程に定められた常設委員会において教育研究活動における重要事項を検討している。それらの検討内容については、「教授会」での審議を経て、学長により最終決定がなされ、そのリーダーシップの下で実現に向けた継続的な努力がなされている。

【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】

また、法人との連携が必要な事項については、教学の代表である学長が理事長と協議の上、理事会に諮り方針を定めている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学は校舎等について、耐震対策がなされており、耐震化率 100%である。安全管理については、構内施設の整備等、専任職員が常時し管理することに加え、「北洋大学危機管理規程」「北洋大学防災管理規程」を定め、迅速かつ的確に対処することにより学生・教職員の安全確保を第一としている。また、法令及び規程に基づき、衛生管理者、産業医及び「安全衛生委員会」を置き、必要な職務を行っている。また、人権侵害の防止対策については「ハラスメント行為の防止等に関する規程」に基づき活動を行っている。学生には入学時オリエンテーション、クラスアワー、ポスター掲示、パンフレット配布等を通じて周知徹底している。【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】【資料 5-1-13】

個人情報の保全についても「北洋大学個人情報保護規程」を設け、個人情報の取扱いに関する基本事項を定めることにより、大学の教育研究活動及び業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益の保護に努めている。【資料 5-1-14】

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も法人の理念や目的に則り、経営の規律と誠実性を維持し、大学の使命・目的の達成に向けて関係法令を遵守しながら、大学を運営して行く。学内諸規程の整備や見直しについては今後も継続して行っていく。また、危機管理や防災対策についても、苫小牧市や周辺地域と連携を強化していく。

理事長・学長のリーダーシップのもと、更に高度な組織体制を構築していく。本学の意思決定の権限と責任は学長にあり、学長のリーダーシップを実効性のあるものにしていくため、教職員は学長の方針を理解し、具体的な方策を主体的に取り組む。さらに、永続的な経営基盤を成すため教職員一丸となって鋭意努力していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

寄附行為に基づき、法人の最高意思決定機関としての理事会を設置し、諮問機関としての評議員会を設置し、定期的開催している。また、監事による法人や理事の業務執行、財産の状況の監査を実施している。理事会は寄附行為第 5 条において、6 人以上 8 人以内と規定されており、令和 6（2024）年 5 月 1 日現在は 5 人が選任されている。外部理事 1 名が所属先（京都市）を令和 6（2024）年 3 月 31 日に定年退職し、そのための辞任による欠員が発生しているが、令和 6（2024）年 5 月 29 日の理事会にて後任を選任している。なお、理事の選任については、寄附行為第 6 条に基づき、理事会及び評議員会において、適正に選出されている。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】

理事会は、寄附行為第 15 条に基づき開催されており、理事総数の 3 分の 2 以上の出

席を以って会議が成立することとされている。なお、理事が欠席する場合は、理事会に付議される事項について書面をもってあらかじめ意思を表示すれば出席者とみなすこととしている。令和5(2023)年度の理事会における出席状況は、下記図表の通りであり、意思表示出席を加えると100%となり、適切に運営されている。【資料5-2-3】

○令和5(2023)年度理事会開催と理事の出席状況

開催日	理事数	出席数	意思表示出席	出席率
2023年5月31日	6	6	0	100%
2023年11月8日	6	6	0	100%
2024年3月6日	6	4	2	100%

(3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

理事会、評議員会の年3回の定期開催に加え、必要時には臨時理事会・評議員会を開催し、理事、評議員、監事が活発な意見交換や綿密な意思疎通を行うことでスピーディーな意思決定を行い、著しく変化していく社会環境の中で法人や大学の使命・目的が達成されるように努める。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

苫小牧駒澤大学から移管された後、北洋大学の再建に尽力していたが、コロナ禍でもあり想定通りの成果が出なかった。そのため、2022年度からは理事長直轄の下に再建に取り組むこととし、理事長・学長・事務局長が密接に連携し、迅速な意思決定を行い、入学生確保と経費削減による収支バランスの改善に取り組んでいる。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

寄附行為第7条にて選任された2人の監事は、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であり、その独立性が確保されている。監事は理事会に出席し、ガバナンス機能の健全化を担っており、2023年度の出席状況は下記図表の通り100%である。また、寄附行為第7条の規定に基づき、法人の業務や財産状況の監査を行うとともに、毎会計年度終了後2ヶ月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出及び報告を行っている。【資料5-3-1】【資料5-3-2】

評議員会は、寄附行為第 18 条に基づき理事長が召集し、法人運営上の重要事項について諮問し、チェック機能を果たしている。寄附行為第 20 条に諮問事項を定め、第 21 条に評議員会の意見具申等を定めることで、評議員会の意見を法人運営に反映させている。評議員の選任については、寄附行為第 22 条にて定めており、評議員は、1) 京都看護大学学長、2) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者、3) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 年以上の者のうちから理事会において選任した者、4) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者、と規定されており、この条文に基づいて適切に選任を行っている。令和 6 (2024) 年 6 月 1 日現在では 14 人の評議員が選出されている。【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】

○令和 5 (2023) 年度理事会開催と監事の出席状況

開催日	出席監事	出席率
2023 年 5 月 31 日	2	100%
2023 年 11 月 8 日	2	100%
2024 年 3 月 6 日	2	100%

(3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

法人と大学のコミュニケーションや相互チェックが引き続き適切に行われ、持続的な発展が達成できるよう、これまで通り理事長と学長を中心に法人と大学の良好な関係を構築する。また、私立学校法改正に伴う寄附行為変更後にも、改正の趣旨が達成できるよう理事、評議員、監事を含む法人と大学が一体となり取り組んでいく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 30 (2018) 年に、学校法人駒澤大学から本法人に経営移管された時点では約 3 億円の支出超過であった。「中長期計画」に基づき、教育内容の改善や支出の抜本的な見直し、留学生別科の設置も含めた入学生の確保に取り組んだが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、大学単体での経常収支黒字を達成するには至っていない。しかしながら、学校法人全体では安定した財務基盤を確立しており、北洋大学再建への支援を十分に行える財務状況である。【資料 5-4-1】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

大学単体での収支バランスの確保には至っていないが、法人全体では下記の通り安定した財務基盤を確立し、順調に運用資産の増加を達成している。

○学校法人全体の運用資産

単位：千円

	運用資産	外部負債	差額
令和 5(2023)年度	1,787,798	256,956	1,530,842
令和 4(2022)年度	1,706,866	316,919	1,389,946
令和 3(2021)年度	1,589,043	211,008	1,378,034
令和 2(2020)年度	1,438,241	171,335	1,266,906
令和元(2019)年度	1,323,070	122,898	1,200,172

(運用資産：現金預金、特定資産、有価証券 外部負債：借入金、未払金)

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

安定した財務基盤の確立のためには、定員充足による学納付金収入を増やすことが最重要な課題であり、留学生別科での留学生の受け入れ及び、別科から本学への進学を促進し入学生を確保することで、大学単体での財務基盤健全化を図る。また、継続的な支出の見直しも行き、法人全体の財務状況への影響を改善する。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理に関しては、学校法人会計基準などの会計指針及び「学校法人京都育英館経理規程」などの学内関連規程に基づき適正に実施している。会計処理を行う上で、判断の難しい事例などが生じた時は、文部科学省、日本私立大学振興・共済事業団、税務署などに確認し、公認会計士の指導や助言を受け正確な会計処理を行っている。なお、現状では特段の資産運用は行っていないが、「学校法人京都育英館資産運用規程」を設けており、元本確保が確実な運用を行うよう規定している。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学では公認会計士 2 人による会計監査及び監事による監査を、決算時だけでなく年度途中にも複数回受けることで、会計処理の精査や検証を行っている。また、必要に応

じ経理部長より監事に現状を報告し、指示を仰ぐなど、より厳正な監査体制の整備に努めている。【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

「学校法人京都市育英館 監査規程」に則り、監査の円滑かつ効率的な運営を目指す。

法人本部での会計処理については、会計担当者の専門性の向上を図るとともに、公認会計士との連携を密にすることで、より適正な業務遂行を目指す。また、私立学校法改正に伴う会計監査人による監査等に対応していく。

【基準 5 の自己評価】

経営の規律と誠実性については、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準などの関係法規を遵守し、寄附行為及び学内諸規程に基づき、適切に運営している。また、理事会は寄附行為に従って適切に運営されており、中長期計画や事業計画策定などの戦略的意思決定を適切に行うことが出来ている。

法人及び大学運営は、理事会や評議員会などを通じて、理事長、学長のリーダーシップが発揮され適切な業務執行が行われており、監事による監査も実施されている。

財務状況については、大学単体では赤字決算となっているが、法人全体では安定的に維持されている。また、会計については、学校法人会計基準などを遵守し、公認会計士の指導の下、適正な会計処理を行っている。

以上のことから、「基準 5 経営・管理と財務」を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

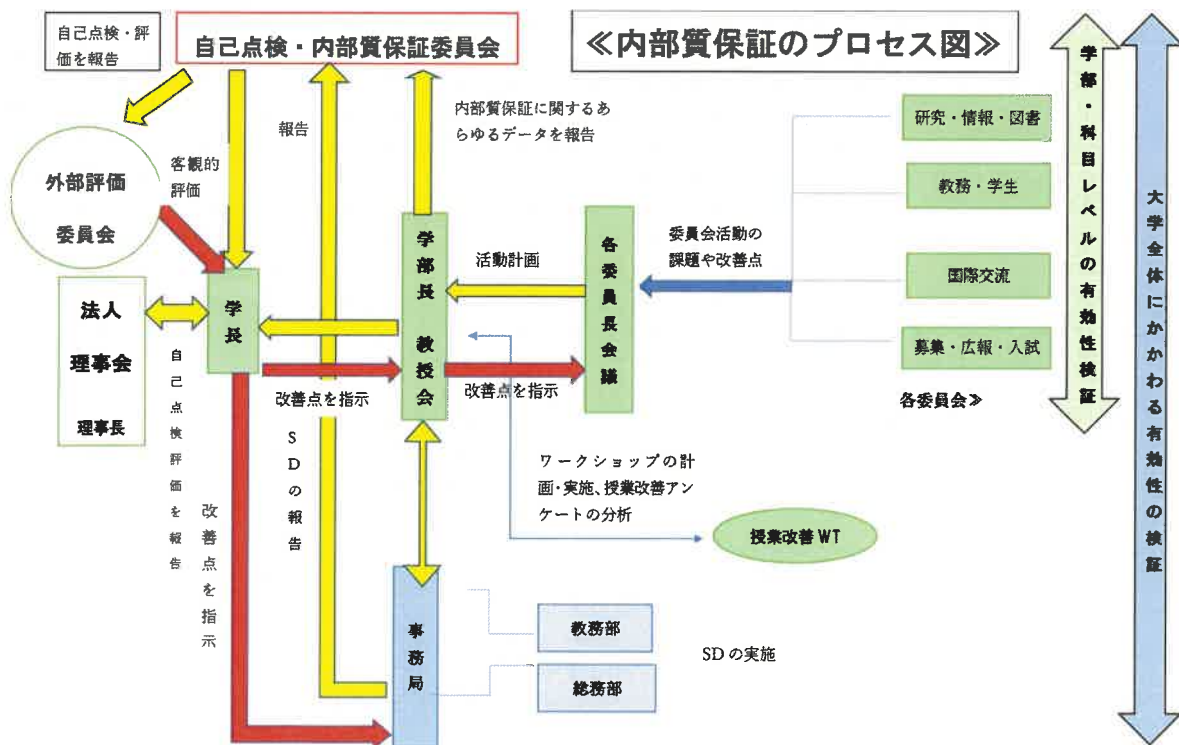
基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証に関する全学的な方針は、学則第 2 条で、「教育水準の向上を図り、及び前条の目的を達成するため、本大学における教育・研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする」と定められている。自己点検の内容を本学HPに令和 5（2023）年 3 月から公表して教育研究の向上に期する姿勢をより鮮明にした。【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】

本学における教育、研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う中心的組織として「自己点検・内部質保証委員会」を立ち上げるために、令和 4（2022）年 8 月からワーキングチームを発足させ、自己点検・内部質保証の体制整備やそのロードマップを議論し、その内容を踏まえ、令和 5（2023）年 1 月 12 日に委員会を設立した。この委員会は学部長を委員長とし、学部内にある「総務・庶務」、「募集・広報・入試」、「教務・学生」、「研究・図書・情報」などの委員会（2024 年 4 月組織変更）の活動についての点検、評価、改善策の情報や、事務局からの点検、評価内容を一元的に把握し、点検結果、改善計画を学長に報告、協議する役割を担っている。内部質保証のプロセス（2023 年度）は図の通りである。【資料 6-1-3】



(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の研究・教育について、点検及び評価を行う中心的組織「自己点検・内部質保証委員会」が令和5（2023）年1月に発足し、全学的な内部質保証に関する体制整備をスタートさせた。

令和6（2024）年4月には、自己点検・内部質保証委員会でまとめられた「自己点検・評価」について外部の意見を取り入れ、評価を受けるため、有識者、地元自治体幹部、経済団体の責任者らでつくる「外部評価委員会」を設置した。委員会で議論された内容や改善策を学長に報告し、学長はこの指摘をもとに、改善点を教授会や事務局に指示することになっている。同年5月29日に第1回の委員会を開いた。【資料6-1-4】

内部質保証を行う教職員の能力（教育方法、教育評価、データ分析など）向上を目的としたFD（Faculty Development）やSD（Staff Development）研修会の開催や外部の専門家を招いた研修会などを行っている。2024年5月9日には、「学生募集の改善策」をテーマにした外部講師による研修会を行うなど、内部質保証の各プロセスにおける質的向上を図っている。【資料6-1-5】 【資料6-1-6】 【資料6-1-7】 【資料6-1-8】

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

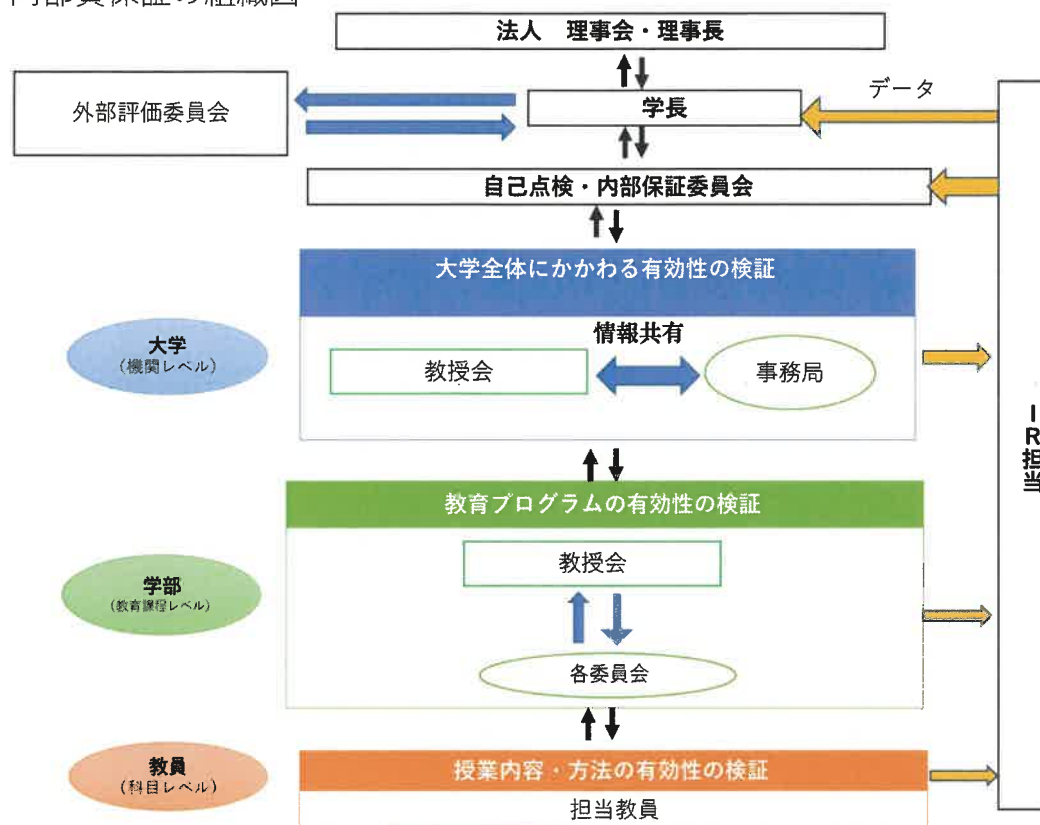
基準項目6-2を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

「内部質保証に関する方針」に基づき、自己点検・評価を教員（科目レベル）、学部（教育課程レベル）、大学（機関レベル）の3レベルで行っている。まず、教員（科目レベル）では学期ごとに、学生による「授業評価アンケート」を活用し、学生の評価や意見も踏まえ、改善点などをまとめた教育活動報告を学長に提出している。学部レベルでは毎年度、「危機管理」「総務・庶務」「募集・広報・入試」「国際交流」「教務・学生」「研究・図書・情報」の各委員会（2024年4月組織変更）が活動の総括を行い、それを報告書として教授会に提出している。【資料6-2-1】 【資料6-2-2】 【資料6-2-3】

内部質保証の組織図



大学レベルでは、各委員会からの改善点を中心とした報告にもとづき、自己点検・内部質保証委員会が対応策を協議、その結果を踏まえ学長が是正措置を指示する。また大きな改善が必要な場合には、学長は理事長、理事会と協議し改善策を示す。令和5（2023）年3月に初めて作成した自己点検・評価報告書は、教授会や各種委員会で報告され、大学HPに公開されており、学外のステークホルダーも常時閲覧可能となっている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

各委員会の報告書を中心とし、データ収集・管理・分析・活用を担う「IR委員会」は2022年4月に設置された。教職員で構成されるIR委員会が中心となり、各種データの収集・分析を進め、PDCA サイクルを機能させていく方針だ。【資料6-2-4】

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

IR委員会は、従来行っていた各種委員会におけるデータの分析だけではなく、事務局が持つ卒業生の進路状況、卒業生調査などのデータ分析を行い、学修成果の可視化に有効活用していく。今後、内部質保証の重要な機関としてより一層機能させていくために、委員会の調査・分析作業を強化し、データを活用した、さらなる教育改善がなされる体制も整備していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

教員（科目レベル）、学部（教育課程レベル）、事務局を含む大学（機関レベル）で、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーに基づき、下記の通り自己点検・評価を行い、PDCAサイクルの実現につなげている。以下、3つのレベルについて述べる。

(i) 教員（科目レベル）

各科目の担当教員は、担当科目とカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーなどとの関係を理解し、担当科目について自己評価している。また、学生による授業改善アンケート結果に基づく改善計画を策定し、次年度の授業改善を行っている。【資料6-3-1】

また、授業改善アンケートの結果が分かりやすく可視化できるように、令和4（2022）年度にアンケート内容を修正、授業の進度、わかりやすさなどを数値化し、教員全体の平均値も出し、翌年度の目標値を設定し、PDCAサイクルが進みやすいようなシステムにした。

【資料6-3-2】

(ii) 学部（教育課程レベル）

教務・学生委員会を中心に、毎年度、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の編成を行うとともに、春学期、秋学期と毎年度2回、実情に合わせたカリキュラム変更も行い弾力的な運営をしている。「危機管理、総務・庶務」「募集・広報・入試」「国際交流」「教務・学生」「研究・図書・情報」の各委員会（2024年4月組織変更）は、毎年活動した内容について、各委員会において総括及び自己評価を行い課題や改善点を抽出し、それらの課題解決ができるよう次年度の活動計画書を提出するなど内部質保証に関するPDCAサイクルを確立している。【資料6-3-3】

(iii) 大学（機関レベル）

本学は全学的な教育実績に基づく自己点検・評価を、3年に1回行うことにしている。令和5（2023）年3月に初めて、自主的に策定し、本学HPに掲載した。2024年5月29日には、地元自治体、経済界、教育の専門家などによる外部評価委員会を開き、本学がまとめた自己点検・評価をもとに、外部からの視点で改善点や意見を聞いた。今後も、客観的な評価も入れて、改善計画を策定していく。【資料6-3-4】

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーを基本にした学修成果の指標として、資格取得状況、就職・進学状況調査に加え、卒業生調査、就職先企業・団体へのアンケートなどを実施し、これまで蓄積してきたデータに加えた分析を「IR担当」が行うことで、教職員の大学運営の改善・向上活動への意識向上と行動化を促す。

【基準6の自己評価】

内部質保証を担保する活動は、本学が社会の要請に合った教育の質を担保しているかを自己認識し、その自己評価を社会に発信していくために必要・不可欠な作業である。

本学は毎年、自己点検・評価活動のための規程を整備し、規程に基づき点検・評価し、改善策を実施している。その活動と内容は基準6を満たしていると考えられる。人口減社会のなか、今後もますます教育の内部質保証に向けて改革を行う大学であり続けるために、自己点検・評価活動のPDCAサイクルをフル稼働させ、教職員が一丸となり、教育の質、就職、社会貢献に対する期待に応えられる教育機関を目指していく。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 国際貢献・国際交流

A-1. 国際貢献・国際交流を目的とした取り組みの実践

A-1-① 海外大学との提携ならびに交換留学制度

A-1-② 語学教育

A-1-③ 日本語教師養成講座の開講

A-1-④ 留学生自治会による活動

A-1-⑤ 地域との交流

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 海外大学との提携ならびに交換留学制度

2024 年 4 月現在、本学は中国、韓国、台湾、インドネシア、モンゴルにおける 11 の大学との連携協定を締結しており、交換留学生の派遣ならびに受け入れの体制を整えている。なお、協定大学の一覧ならびに交換留学制度の概要に加え、ダブル・ディグリー制度や本学独自の取り組みである苫小牧留学「トマリ」に関する詳細は本学パンフレットやHP上にて公開されている。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】

2023 年度秋学期は台湾からの交換留学生 3 名、2024 年度春学期は中国からの交換留学生 2 名を受け入れた実績がある。【資料 A-1-3】

A-1-② 語学教育

本学の建学の精神である「明德・格物致知の実践」に基づき、グローバル化時代に対応できる人材の育成を目指す取り組みとして、国際文化学部にて英語コース・中国語コース・日本語コースを設置し、語学教育に力を入れている。語学科目については履修可能年次の概念を廃止し、「CEFR」に基づく言語運用能力のレベル別のクラス分けを導入しており、第一外国語（英語・中国語・日本語）については自立段階である B 1 以上、その他の第二外国語については基礎段階である A 2 以上到達を目標とし、各科目のシラバスが設計されている。なお、上記の旨は本学のパンフレットならびにHP上で公開されているほか、本学に入学した学生に対してオリエンテーションを実施することで、自己の能力に合ったレベルの科目を選択し、受講できるよう説明・周知を徹底している。

【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】【資料 A-1-6】

過去、語学科目を履修し、各言語の高い運用能力を身に着けた学生は、スピーチコンテストや大会に出場し入賞するなど、華々しい実績を残しているほか、日本語能力を大きく向上させた留学生は道内への就職や大学院への進学を果たしている。

- ・国際文化学部 4 年生
2023 年 10 月 全日本中国語スピーチコンテスト北海道大会
大学生・大学院生の部 3 位
- ・国際文化学部 4 年生
2023 年 11 月 第六回人民中国杯 日本語国際翻訳コンテスト
学部の部 3 等賞

A-1-③ 日本語教師養成講座の開講

本学では 2022 年 4 月より、日本語を母語としない外国人や留学生に対して、日本語の文法や読み書き、発音、文化などを教える日本語教師を養成するための講座を開講している。開講科目には教壇実習も含まれており、また、教壇実習先の選択肢として海外の協定大学や北洋大学外国人留学生別科があることで、実際の日本語学習者と交流できる環境が整えられており、近年、在留外国人の増加とともに需要が高まりつつある日本語教育業界で活躍できる人材を育成する地盤が形成されている。

【資料 A-1-7】【資料 A-1-8】

2023 年 12 月には、開講以来初となる教壇実習が北洋大学留学生別科で行われ、実習生 2 名が参加した。【資料 A-1-9】

A-1-④ 留学生自治会による活動

2022 年 10 月、本学の中国人留学生を中心とし、北洋大学中国学生学者友好聯誼会（以下、留学生学生自治会）が発足した。留学生学生自治会は、「祖国を愛し、会員同士が団結し、互いに助け合い、地域に貢献するとともに、各々が自らの仕事を全うし、他者へ奉仕する」ことを目的として定めている。現在までに、苫小牧市民との交流会の主催や、中国文化（元宵節）の体験ブースの出展など、両国間の相互理解を深めるべく様々な活動を行い、本学留学生の地域社会への参加を促すとともに、大学と地域との連携強化に大きく貢献してきた。

A-1-⑤ 地域との交流

2023 年 9 月 30 日、31 日と開催された北洋大学学祭において、苫小牧市錦西町町内会に所属する市民との協働で屋台を出店したほか、苫小牧市内のイベントへ積極的に参加してきた。また、本学の実習授業の有償型インターンシップにより、苫小牧市内の事業所へ派遣することで日本での就労経験を積ませ、卒業後に市内・道内へ就職することへの関心を高める取り組みが行われている。【資料 A-1-10】【資料 A-1-11】

2023 年春学期には、本学教員と留学生による「外国語コーナー」を全 5 回にわたって開催し、参加した市民と本学留学生による交流を行った。2024 年度 4 月現在は、苫小牧工業専門学校の学生が企画する「第 2 回ティラノサウルスレース in とまこまい」実行委員会への参加や、HISAE 日本語学校とまこまい校の学生との交流会が企画・予定されている。【資料 A-1-12】【資料 A-1-13】【資料 A-1-14】

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学留学生が市民と交流する機会を増やすとともに、より多くの留学生が円滑にコミュニケーションがとれるようになることを目指し、2024 年春学期より、日本語運用能力が十分でない留学生へのリメディアル教育を実施しているが、その継続により全体の会話レベルの底上げを図っていく。また、本学を卒業した留学生が、苫小牧市外で就職するケースが少なからずみられることを受け、インターンシップをはじめとする市内の事業所への就職も促す取り組みを苫小牧市と一体となり、継続して行っていく。さらには、アジア圏のみならず、カナダやスペインなど、各国の大学との協定締結に向けた活動を引き続き行い、世界中からの多様な文化、多様な知見が集う、よりグローバルなキャンパスの実現を目指す。

[基準 A の自己評価]

本学は 2024 年現在、アジア圏を中心とする 11 の大学と協定を締結し、2023 年秋学期以降は、毎学期少人数ではあるが交換留学生の受け入れを行っている。また、学生への語学教育は科目数が充実しており、個々人のレベルに合った学びを提供できるクラス分けがなされているほか、日本語についてはリメディアル教育を実施することで学生間の個人差を少しでも解消するための取り組みがなされている。

さらには留学生によるイベントの実施や参加、学外の外国人との交流の場を設けるなど、様々な形で地域社会との繋がりを持つよう試みていることがうかがえる。以上の理由から、本学は基準 A を満たしていると判断できる。

基準 B. 地域貢献

B-1. 地域再生への大学の協力

B-1-① 地域再生、活性化のための連携教育、実践

B-1-② まちづくりへの貢献

B-1-③ 地域の人を対象にした教育への支援

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 地域再生、活性化のための連携教育、実践

本学は、ディプロマ・ポリシーの一つとして「社会におけるさまざまな問題を見つけ、主体的に問題解決に取り組む力」の養成を掲げている。さらに、北洋大学 Campus Guide 2024 でも「世界をつなぐ、地域とつながる『グローバル』『グローバル』人材」の養成を、うたっている。「国際文化学部の特徴」についての説明でも、「産学官連携による、地域・国・社会に貢献する人材基盤を確立します」と約束している。【資料 B-1-1】

平成 24（2012）年、文部科学省が唱導する大学改革実行プランの一つとして「地域再生の核となる大学づくり（COC（Center of Community））構想の推進」がまとめられ、各大学には地域の課題解決に率先して取り組む姿勢が求められた。本学は、国や社会からの要請を受け、地域に貢献する人材の育成に取り組んできた。

B-1-② まちづくりへの貢献

まず、教育課程内に地域の活性化を考え、実行する実習科目「地域創生 A」「地域創生 B」を開講し、北海道胆振地方が抱える「アイヌ民族との共生」「カーボンニュートラル」「胆振東部地震後の防災対策」「苫小牧駅再開発」などの課題を、現地にでかけ、関係者の説明を受けながら、課題解決の検討している。また、地元で活動している自営業者や中小企業、経営者、起業家らでつくる市民団体が先生役となり、一緒に地元の活性化策を検討する科目もある。【資料 B-1-2】

また、3，4 年次が履修する専門ゼミのなかには、苫小牧の都市再生をテーマにしたラジオ番組を作成するなど、昨年 9 月に誕生したばかりのコミュニティ FM 局「FM とまこまい」で放送する取り組みも始まっている。【資料 B-1-3】

このように、本学と地域において様々な交流や連携が生まれている。学内外を問わず自主的な活動や研修等を通じて深く社会と関わり問題発見力、解決能力など社会人として求められる実践的な力を養うことにつながっている。

B-1-③ 地域の人を対象にした教育への支援

2023 年 4 月、漫画形式の学習用書籍や地元出身の作家による漫画など約 300 冊を集めた「漫画コーナー」を大学図書館に設置し、徐々に蔵書数を増やしている。地域の子どもたちとその保護者も利用可能にした。図書館は、幼児が保護者とリラックスして絵本や漫画を楽しめるように、くつをぬいでくつろげるスペースをつくったり、ボールプールを用意したり、市民との交流や子どもたちへの教育支援を行っている。

このような取り組みは、地元紙「苫小牧民報 2023 年 9 月 21 日付 P14」に取り上げられた。

2023 年 10 月から 11 月にかけては、地域貢献および日本語ボランティア育成を目標に「日本語ボランティア入門」と題し、全 6 回の無料公開講座を行った。18:30~19:45 にオンライン同時開催のハイブリッド形式で行い、延べ 88 人が参加した。参加者は 10~60 代にわたり、苫小牧市、千歳市、白老町から参加したほか、オンラインでは道外の方も参加した。【資料 B-1-4】

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の地域貢献活動は多岐にわたり、活動内容も活発になってきている。地域の課題やニーズを学生自身が発見し、解決策を探ることのできる活動を通じて学生の「社会人基礎力」は格段にアップしてきている。しかし、参加する学生が日本人に限られるなど方法及び地域貢献活動について、その成果を点検・評価し、次のプランにフィードバックさせる仕組みを形成していくことが必要である。今後、留学生への積極的な働きかけ、国際理解や多様性の認識を深めることが大切だと考える。

【基準 B の自己評価】

本学は、ディプロマ・ポリシーに基づき、地域に貢献する人材育成に努めてきた。地域創生に関する科目は「地域創生 A/B」「専門ゼミナールⅢ/Ⅳ」など多岐にわたる。大学の事業として、地域の子どもたちのための絵本読み聞かせ、一般・社会人向けの市民公開講座を実施している。

また、食堂、図書館は地域に開かれ、地域の団体が利用するなど地域との関係は深まっている。従って、本学は、基準 B を満たしていると考ええる。

V. 特記事項

なし

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に目的を明記している。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条に学部設置を明記している。	1-2
第 87 条	○	学則第 5 条に修業年限を明記している。	3-
第 88 条	—	該当なし	3-1
第 89 条	—	本学では早期卒業の特例はなし	3-1
第 90 条	○	学則第 24 条に入学資格を明記している。	2-1
第 92 条	○	学則第 39 条に教職員を明記している。	3-2
			4-1
			4-2
第 93 条	○	学則第 47 条に教授会を明記している。	4-1
第 104 条	○	学則第 22 条に卒業及び学位の授与を明記している。	3-1
第 105 条	○	第 55 条に科目等履修生、第 55 条の 2 に特別科目等特別履修生、 第 56 条に委託性を明記している	3-1
第 108 条	—	本学は短期大学に該当しない。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条で明記し、自本学のホームページの大学情報>情報公開に公表している。	6-2
第 113 条	○	第 109 条に同じく、大学ホームページで公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 46 条にその他の職員を明記している。	4-1
			4-3
第 122 条	○	学則第 26 条に編入学を明記している。	2-1
第 132 条	○	学則第 26 条及び編入学に関する規程第 3 条に編入学について明記している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に定めている。ただし、九号寄宿舍に関する事及び第 2 項通信制の課程は設置していないため、除外。	3-1
			3-2
第 24 条	○	「学籍簿」「成績通知表」「健康診断結果」等により保存・管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 52 条に懲戒について明記している。	4-1
第 28 条	○	各担当部署で保存している。	3-2

北洋大学

		一～五、七号に関する表簿は事務所 六号に関する表簿は法人本部	
第 143 条	○	北洋大学組織及び校務分掌規程第 9 条に各種委員会及び委員長会議を明記している。	4-1
第 146 条	○	学則第 29 条に科目等履修生の単位認定を明記しているが、現在まで実例はない。	3-1
第 147 条	—	本学では早期卒業の特例は認めていない。	3-1
第 148 条	—	本学では特別の専門事項を教授研究する学部及び夜間において授業を行う学部を設置していない。	3-1
第 149 条	—	本学では早期卒業の特例は認めていない。	3-1
第 150 条	○	学則第 24 条に入学資格を明記している。	2-1
第 151 条	—	該当なし。	2-1
第 152 条	—	該当なし。	2-1
第 153 条	—	該当なし。	2-1
第 154 条	—	該当なし。	2-1
第 161 条	○	学則第 26 条に編入学を明記している。	2-1
第 162 条	—	本学では転学受入れの規定はなく、該当しない。	2-1
第 163 条	○	学則第 6 条に学年及び学期を明記している。	3-2
第 163 条の 2	○	科目等履修生規程に基づき、交付している。	3-1
第 164 条	—	本大学では特別課程を編成していない。	3-1
第 165 条の 2	○	本大学の建学の精神「明德・格物致知の実践」を反映した ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定し、大学案内や HP 上で公開している。	1-2
			2-1
			3-1
			3-2
			6-3
第 166 条	○	自己点検評価は、本学のホームページの大学情報＞情報公開に公表している。	6-2
第 172 条の 2	○	本大学のホームページの大学情報＞情報公開ほかに公表している。	1-2
			2-1
			3-1
			3-2
			5-1
第 173 条	○	学則第 22 条に卒業及び学位の授与を明記している。	3-1
第 178 条	○	学則第 26 条に編入学について明記している。	2-1
第 186 条	○	学則第 26 条 別に定める「編入学に関する規程」に明記している。	2-1

北洋大学

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	設置基準に従い、教育研究活動の水準向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条に目的について明記している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学試験合否判定会議運営規定に明記している	2-1
第 3 条	○	学則第 3 条に学部について明記している。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条に学科について明記している。	1-2
第 5 条	—	学科に代えて課程は設置していない。	1-2
第 6 条	—	学部以外の基本組織は設けていない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学則第 8 章に職員組織について明記し、設置基準に沿って職員組織を編制している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	教育目的及び教育課程に即した人材を配置している。	3-2 4-2
第 9 条	—	授業を担当しない教員は配置していない。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	専任教員は、設置基準に沿って適正に配置している。	3-2 4-2
第 1 1 条	○	FD・SD 推進委員会規程に明記している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	北洋大学学長選考規程に学長の資格について明記している。	4-1
第 13 条	○	学則第 40 条に教授の資格について明記している。	3-2 4-2
第 14 条	○	学則第 41 条に准教授の資格について明記している。	3-2 4-2
第 15 条	○	学則第 42 条に講師の資格について明記している。	3-2 4-2

北洋大学

第 16 条	○	学則第 42 条の 2 に助教の資格について明記している。	3-2 4-2
第 17 条	○	学則第 43 条に助手の資格について明記している。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 4 条に収容定員について明記している。	2-1
第 19 条	○	カリキュラム・ポリシーを策定し、大学 HP や「履修の手引き」等を用いて学内外に発信・周知している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当する他大学はあるが、連携開設科目の開設はしていない。	3-2
第 20 条	○	学則第 8 条に授業科目について明記している。	3-2
第 21 条	○	学則第 9 条に教育課程について明記している。	3-1
第 22 条	○	学則第 6 条に学年及び学期について明記している。	3-2
第 23 条	○	学則第 13 条に授業科目の単位計算について明記している。	3-2
第 24 条	○	施設、設備等教育上の諸条件を考慮し、適正な人数で授業を行っている。	2-5
第 25 条	○	学則第 8 条の 2 に授業の方法について明記している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	各授業科目シラバスにて明示している。	3-1
第 26 条	—	昼夜開講制は実施していない。	3-2
第 27 条	○	学則第 20 条に成績評価について明記している。	3-1
第 27 条の 2	○	キャンパスガイド 2024 P. 66 に明記している。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目の開設はしていない。	3-1
第 28 条	○	学則第 10 条に他の大学又は短期大学の授業科目の履修について明記している。	3-1
第 29 条	○	学則第 10 条の 2 に大学以外の教育施設における学修について明記している。	3-1
第 30 条	○	学則第 10 条、第 10 条の 2、第 11 条に他大学ほかにおける学修について明記している。	3-1
第 30 条の 2	—	本大学は、長期教育課程の履修制度を定めていない。	3-2
第 31 条	○	学則第 55 条科目等履修生について明記している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 22 条に卒業及び学位の授与について明記している。	3-1
第 33 条	—	該当せず。	3-1
第 34 条	○	学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有し、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 35 条	○	運動場、体育館その他の構成補導施設を有し、基準を満たしている。	2-5
第 36 条	○	教室、研究室、図書館等必要な施設を備えた校舎を有し、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条	○	校地面積 152,149 m ² を有し、大学設置基準を満たしている。	2-5

北洋大学

第 37 条の 2	○	校舎面積 16,427 m ² を有し、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	教育研究上必要な資料提供及び図書館の設置等、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 39 条	—	本大学は、該当学部又は学科を設置していない。	2-5
第 39 条の 2	—	本大学は、該当学部又は学科を設置していない。	2-5
第 40 条	○	必要な機械・器具等を備え、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 40 条の 2	○	留学生別科（苫小牧キャンパス・京都キャンパス）を設けており、それぞれ必要な施設・設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、大学として適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしい。	1-1
第 41 条	—	該当なし。	3-2
第 42 条	—	該当なし。	1-2
第 42 条の 2	—	該当なし。	2-1
第 42 条の 3	—	該当なし。	4-2
第 42 条の 4	—	該当なし。	3-2
第 42 条の 5	—	該当なし。	4-1
第 42 条の 6	—	該当なし。	3-2
第 42 条の 7	—	該当なし。	2-5
第 42 条の 8	—	該当なし。	3-1
第 42 条の 9	—	該当なし。	3-1
第 42 条の 10	—	該当なし。	2-5
第 43 条	—	該当なし。	3-2
第 44 条	—	該当なし。	3-1
第 45 条	—	該当なし。	3-1
第 46 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。	2-5
第 48 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし。	4-2
第 58 条	—	該当なし。	1-2
第 59 条	—	該当なし。	2-5
第 61 条	—	該当なし。	2-5 3-2 4-2

北洋大学

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第2条	○	学則第22条に卒業及び学位の授与について明記している。	3-1
第10条	○	学位を授与するに当たって、適切な専攻分野の名称を付記している。	3-1
第10条の2	—	本大学は共同学科を設置していない。	3-1
第13条	○	学則には教育課程及び履修方法、試験及び成績評価、卒業及び学士号に関して規定しており、文部科学省に提出している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第24条	○	自己点検評価を実施し、大学ホームページにて公開している。	5-1
第26条の2	○	役員及び評議員の報酬及び費用至急規定第2条:法人の役員及び評議員の報酬は、通勤手当を除き支給しない。ただし、理事長はこの限りではない。	5-1
第33条の2	○	寄付行為は事務室に備え、閲覧に供している。	5-1
第35条	○	学校法人京都市英館寄付行為第5条に役員選任について明記している。	5-2 5-3
第35条の2	○	学校法人京都市英館と役員との関係は、委任に関する規定に従っている。	5-2 5-3
第36条	○	学校法人京都市英館寄付行為第15条に理事会について明記している。	5-2
第37条	○	学校法人京都市英館寄付行為第12条に役員の職務を明記している。	5-2 5-3
第38条	○	学校法人京都市英館寄付行為第6条に役員の専任について明記している。	5-2
第39条	○	学校法人京都市英館寄付行為第7条に監事の専任について明記している。	5-2
第40条	○	学校法人京都市英館寄付行為第10条に役員の補充について明記している。	5-2
第41条	○	学校法人京都市英館寄付行為第18条に評議員会について明記している。	5-3
第42条	○	学校法人京都市英館寄付行為第20条に評議員会について明記している。	5-3
第43条	○	学校法人京都市英館寄付行為第21条に評議員会について明記している。	5-3
第44条	○	学校法人京都市英館寄付行為第22条に評議員の専任について明記	5-3

北洋大学

		している。	
第 44 条の 2	○	学校法人京都育英館寄付行為第 46 条に役員の損害賠償責任について明記している。	5・2 5・3
第 44 条の 3	○	寄付行為に役員の責任について定めている。	5・2 5・3
第 44 条の 4	○	寄付行為に役員の責任について定めている。	5・2 5・3
第 44 条の 5	—	該当なし	5・2 5・3
第 45 条	○	学校法人京都育英館寄付行為第 42 条に寄付行為の変更について明記している。	5・1
第 45 条の 2	○	学校法人京都育英館寄付行為第 31 条に予算及び事業計画について明記している。	1・2 5・4 6・3
第 46 条	○	学校法人京都育英館寄付行為第 33 条に決算について明記している。	5・3
第 47 条	○	学校法人京都育英館寄付行為第 34 条に財産目録等について明記している。	5・1
第 48 条	○	学校法人京都育英館寄付行為第 36 条に役員報酬について明記している。	5・2 5・3
第 49 条	○	学校法人京都育英館寄付行為第 38 条に会計年度について明記している。	5・1
第 63 条の 2	○	学校法人京都育英館寄付行為第 35 条に情報の公表について明記している。	5・1

北洋大学

学校教育法（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2
第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2 4-2
第 8 条			2-2

北洋大学

			2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条			3-2 4-2
第9条の3			3-2 3-3 4-2 4-3
第10条			2-1
第11条			3-2
第12条			2-2 3-2
第13条			2-2 3-2
第14条			3-2
第14条の2			3-1
第15条			2-2 2-5 3-1 3-2
第16条			3-1
第17条			3-1
第19条			2-5
第20条			2-5
第21条			2-5
第22条			2-5
第22条の2			2-5
第22条の3			2-5 4-4
第22条の4			1-1
第23条			1-1 1-2
第24条			2-5
第25条			3-2
第26条			3-2

北洋大学

第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			2-3
第 43 条			2-4
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5

北洋大学

第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2

			6-3
--	--	--	-----

学位規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条			3-1
第4条			3-1
第5条			3-1
第12条			3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	該当なし
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人京都育英館寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	・北洋大学 GUIDE2024 ・北洋大学大学案内 2025	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	北洋大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	・令和 6（2024）年度学生募集要項	
	・令和 6（2024）年度留学生募集要項	
	・令和 7（2025）年度学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	CAMPUSGUIDE2024	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2024 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2023 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	・北洋大学 GUIDE2024 裏表紙	
	・令和 6（2025）年度学生募集要項裏表紙	
	・令和 6（2025）年度留学生募集要項 p. 2	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人京都育英館 北洋大学諸規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事会、評議員会の開催状況/理事、評議員、監事名簿	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算書類（令和元年度～令和 5 年度） / （監事監査報告書令和元年度～令和 5 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	CAMPUSGUIDE2024 P43～76 抜粋	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	① 入学者受入方針アドミッションポリシー～令和 7（2025）年度学生募集要項	
	② 学位授与の方針ディプロマポリシー～大学案内 2025P3	
	③ 教育課程の方針カリキュラム・ポリシー～大学案内 2025P8	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価で指摘された事項への対応状況	

基準 1. 使命・目的等

コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	北洋大学学則 p. 1 第 1 条	
【資料 1-1-2】	北洋大学 GUIDE2024p. 1	
【資料 1-1-3】	北洋大学HP > 大学情報 > 大学情報 北洋大学HP > 大学情報 > ごあいさつ	
【資料 1-1-4】	募集要項表紙 入学者受け入れの方針 (アドミッション・ポリシー)	
【資料 1-1-5】	・募集要項表紙 入学者受け入れの方針 (アドミッション・ポリシー) ・北洋大学 GUIDE2024p. 3 学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)、p. 8 教育課程の方針 (カリキュラム・ポリシー)	
【資料 1-1-6】	・北洋大学HP > 国際文化学部 > 国際文化学部 学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) ・北洋大学HP > 国際文化学部 > 5つの魅力 > 魅力 1 教育課程の方針 (カリキュラム・ポリシー)	
【資料 1-1-7】	北洋大学 GUIDE2024p. 1	
【資料 1-1-8】	北洋大学HP > 大学情報 > 大学情報 北洋大学HP > 大学情報 > ごあいさつ	
【資料 1-1-9】	北洋大学 GUIDE2024pp. 7-8	
【資料 1-1-10】	北洋大学HP > 国際文化学部 > 5つの魅力 > 魅力 1」	
【資料 1-1-11】	教授会資料議事録「オンライン授業実施の承認」	
【資料 1-1-12】	留学生特別選抜可否判定資料「オンライン実施の記録」	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	北洋大学HP > 大学情報 > 大学情報 北洋大学HP > 大学情報 > ごあいさつ	
【資料 1-2-2】	北洋大学 GUIDE2024	
【資料 1-2-3】	北洋大学HP > 大学情報 > 大学情報 北洋大学HP > 大学情報 > ごあいさつ	
【資料 1-2-4】	北洋大学大学案内 2025 翻訳案_英語・中国語	
【資料 1-2-5】	・北洋大学 GUIDE2024 p. 3 学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) ・北洋大学 GUIDE2024 p. 8 教育課程の方針 (カリキュラム・ポリシー) ・募集学生要項表紙 入学者受け入れの方針 (アドミッション・ポリシー)	
【資料 1-2-6】	北洋大学HP > 大学情報 > 情報公開 > 教員数、職員数	
【資料 1-2-7】	実務経験のある教員等による授業科目一覧	
【資料 1-2-8】	北洋大学HP > 国際文化学部 > 5つの魅力 > 魅力 2	
【資料 1-2-9】	2021 年度 FD 資料「Teams 講習会」	
【資料 1-2-10】	2022 年度 FD 資料「北洋大学 公開講座」	
【資料 1-2-11】	2023 年度 FD 資料「北洋大学 秋の市民公開講座 日本語ボランティア入門」	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	北洋大学HP > 大学情報 > トップページ	
【資料 2-1-2】	北洋大学HP > 大学情報 > 情報公開 > 教育研究上の基礎的な情報北洋大学学則 > 教育目標と3つのポリシー	
【資料 2-1-3】	学生募集要項 表紙	
【資料 2-1-4】	北洋大学HP > 入試情報 > 入試要項	
【資料 2-1-5】	北洋大学HP > 入試情報 > 「open campus	
【資料 2-1-6】	北洋大学 GUIDE2024 p. 18.	
【資料 2-1-7】	北洋大学HP > PICKUP > 日本比較文化学会北海道支部	
【資料 2-1-8】	北洋大学HP > PICKUP > 海外協定大学	
【資料 2-1-9】	北洋大学HP > 大学情報 > 留学生別科	
【資料 2-1-10】	留学生の内部進学に関する内規	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	北洋大学 GUIDE2024 pp. 25-26	
【資料 2-2-2】	北洋大学HP > 資格・就職状況 > キャリア支援	
【資料 2-2-3】	北洋大学 GUIDE2024 pp. 5-6	
【資料 2-2-4】	キャンパスガイド 2024p. 53 語学レベルに合わせた履修	
【資料 2-2-5】	オフィスアワーに関する規程	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	シラバス ・2024 春「キャリアデザイン入門」 ・2023 秋「キャリアデザイン概論」	
【資料 2-3-2】	シラバス ・2024 春「実践型インターンシップⅠ」 ・2024 春「実践型インターンシップⅡ」	
【資料 2-3-3】	シラバス ・2023 秋「スポーツとキャリア」 ・2023 秋「スポーツビジネス論」	
【資料 2-3-4】	委員長会議説明資料「3年、4年生の面談について」	
【資料 2-3-5】	委員長会議説明資料「2023年卒業生の進路」	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	教務・学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	北洋大学組織及び校務分掌規程 第19条―第20条抜粋	
【資料 2-4-3】	学生自治会会則	
【資料 2-4-4】	学生募集要項 p. 12	
【資料 2-4-5】	北洋大学HP > 入試情報 > 奨学金について	
【資料 2-4-6】	北洋大学特別奨学金Ⅰ規程	
【資料 2-4-7】	北洋大学特別奨学金Ⅱ（スポーツ・文化奨学生）規程	
【資料 2-4-8】	北洋大学特別奨学金Ⅱ（スポーツ・文化奨学生）規程に関する細則	
【資料 2-4-9】	私費外国人留学生授業料減免規程	
【資料 2-4-10】	私費外国人留学生授業料減免選考基準	
【資料 2-4-11】	北洋大学 GUIDE2024 p. 20	
【資料 2-4-12】	北洋大学HP > 資格・就職状況 > キャリア支援	
【資料 2-4-13】		
2-5. 学修環境の整備		

北洋大学

【資料 2-5-1】	キャンパスマップ	
【資料 2-5-2】	学内 LAN 指導	
【資料 2-5-3】	サーバーホスティング契約書	
【資料 2-5-4】	学内ネットワーク関連契約一覧	
【資料 2-5-5】	セキュリティ契約ライセンス証書	
【資料 2-5-6】	キャンパスガイド 2024 p. 18	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	キャンパスガイド 2024 p. 20	
【資料 2-6-2】	北洋大学HP > 資格・就職状況 > キャリア支援	
【資料 2-6-3】	授業改善アンケート	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	北洋大学 GUIDE2024 p. 3	
【資料 3-1-2】	キャンパスガイド 2024 巻頭「ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」	
【資料 3-1-3】	キャンパスガイド 2024 pp. 72-75	
【資料 3-1-4】	キャンパスガイド 2024 pp. 45-46	
【資料 3-1-5】	キャンパスガイド 2024 p. 60	
【資料 3-1-6】	キャンパスガイド 2024 pp. 46-47	
【資料 3-1-7】	キャンパスガイド 2024 pp. 73-75	
【資料 3-1-8】	キャンパスガイド 2024 pp. 45-47	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	北洋大学HP > 大学情報 > 情報公開 > 教育研究上の基礎的な情報 北洋大学学則 > 教育目標と3つのポリシー	
【資料 3-2-2】	北洋大学 GUIDE2024 p. 2、p. 8	
【資料 3-2-3】	キャンパスガイド 2024 p. 98	
【資料 3-2-4】	キャンパスガイド 2024 pp. 89-97	
【資料 3-2-5】	北洋大学HP > 大学情報 > 卒業に必要な単位数	
【資料 3-2-6】	シラバス ・キャリアデザイン入門 ・キャリアデザイン概論	
【資料 3-2-7】	教育活動報告書	
【資料 3-2-8】	授業改善アンケート素案	
【資料 3-2-9】	授業改善WG 到達点	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	教育活動報告書	
【資料 3-3-2】	授業改善WG 到達点	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	北洋大学教育研究に関する重要な事項について	
【資料 4-1-2】	北洋大学 教職員組織図 2022	
【資料 4-1-3】	北洋大学 教職員組織図 2023	
【資料 4-1-4】	北洋大学 教職員組織図 2024	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	人事委員会規則	
【資料 4-2-2】	北洋大学HP > 国際文化学部 > 教員紹介	
【資料 4-2-3】	授業改善アンケート結果	
【資料 4-2-4】	北洋大学公開講座チラシ	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	SD 資料「学生募集広報について」	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	校舎案内図	
【資料 4-4-2】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書明細書 ・ 2021 年度 図書購入等支出資料抜粋 ・ 2022 年度 図書購入等支出資料抜粋 ・ 2023 年度 図書購入等支出資料抜粋 	
【資料 4-4-3】	日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース」テキスト版資料	
【資料 4-4-4】	科学研究費助成事業の不正使用防止に関する規程	
【資料 4-4-5】	研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人京都市英館 寄附行為	
【資料 5-1-2】	学校法人京都市英館 北洋大学就業規則	
【資料 5-1-3】	学校法人京都市英館 理事会細則	
【資料 5-1-4】	平成 31 (2019) ～令和 10 (2028) 年度学校法人京都市英館中長期計画	
【資料 5-1-5】	2024 年度事業計画書	
【資料 5-1-6】	2023 年度事業報告書	
【資料 5-1-7】	北洋大学学則 (第 1 条)	
【資料 5-1-8】	北洋大学教授会規程	
【資料 5-1-9】	北洋大学教育研究に関する重要な事項について	
【資料 5-1-10】	北洋大学危機管理規程	
【資料 5-1-11】	北洋大学防災管理規程	
【資料 5-1-12】	北洋大学安全衛生管理規程	
【資料 5-1-13】	ハラスメント行為の防止等に関する規程	
【資料 5-1-14】	北洋大学個人情報保護規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人京都市英館寄附行為	
【資料 5-2-2】	理事名簿	
【資料 5-2-3】	2023 年度理事会出席状況	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人京都市英館寄附行為	
【資料 5-3-2】	監査報告書	
【資料 5-3-3】	評議員名簿	
【資料 5-3-4】	2024 年度評議員会出席状況	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	令和 5 (2023) 年度決算報告書	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人京都市英館経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人京都市英館資産運用規程	
【資料 5-5-3】	学校法人京都市英館監査規程	
【資料 5-5-4】	独立監査人による監査報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	北洋大学学則 P1 抜粋	
【資料 6-1-2】	北洋大学HP > 大学情報 > 情報公開 > 修学上の情報等 > 自己点検・評価報告書	
【資料 6-1-3】	自己点検・内部質委員会規程	
【資料 6-1-4】	外部評価委員会議事録	
【資料 6-1-5】	2021 年度 FD 資料「Teams 講習会」	
【資料 6-1-6】	2022 年度 FD 資料「北洋大学 公開講座」	
【資料 6-1-7】	2023 年度 FD 資料「北洋大学 秋の市民公開講座 日本語ボランティア入門」	
【資料 6-1-8】	SD 資料「学生募集広報について」	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	北洋大学 教職員組織図 2022	
【資料 6-2-2】	北洋大学 教職員組織図 2023	
【資料 6-2-3】	北洋大学 教職員組織図 2024	
【資料 6-2-4】	IR 委員会規程	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	教育活動報告書	
【資料 6-3-2】	授業改善アンケート結果	
【資料 6-3-3】	教育活動報告	
【資料 6-3-4】	外部評価委員会議事録	

基準 A. 国際貢献・国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 国際貢献・国際交流を目的とした取り組みの実践		
【資料 A-1-1】	北洋大学 GUIDE2024 ・ p. 11 (協定大学)、 ・ p. 12 (交換留学制度・ダブル・ディグリー制度) ・ p. 13 (トマリ)	
【資料 A-1-2】	北洋大学HP > 国際文化学部 > 5つの魅力 > 魅力3	
【資料 A-1-3】	交換留学生 受入れ資料	
【資料 A-1-4】	北洋大学 GUIDE2024 p. 10	
【資料 A-1-5】	北洋大学HP > 国際文化学部 > 5つの魅力 > 魅力2	
【資料 A-1-6】	キャンパスガイド 2024 p. 49	
【資料 A-1-7】	北洋大学 GUIDE2024 pp. 15-16	
【資料 A-1-8】	北洋大学HP > 国際文化学部 > 5つの魅力 > 魅力4 > (日本語教師養成講座)	
【資料 A-1-9】	日本語教育実習 実習報告レポート①・②	
【資料 A-1-10】	北洋大学学祭 2023 写真	
【資料 A-1-11】	シラバス ・ 実践型インターンシップ I	
【資料 A-1-12】	第6回北洋大学外国語コーナー案内	
【資料 A-1-13】	第2回ティラノサウルスレース in とまこまい会議資料	
【資料 A-1-14】	HISAE 日本語学校とまこまい校・北洋大学交流会ポスター	

基準 B. 地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 地域再生への大学の協力		
【資料 B-1-1】	北洋大学 GUIDE2024 表紙、 p. 3、 p. 8	
【資料 B-1-2】	「地域創生 A」 「地域創生 B」 のシラバス	
【資料 B-1-3】	FM とまこまい TIMETABLE2024. 4-6 「とまらじ」	
【資料 B-1-4】	北洋大学 秋の市民公開講座 「日本語ボランティア入門」	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。